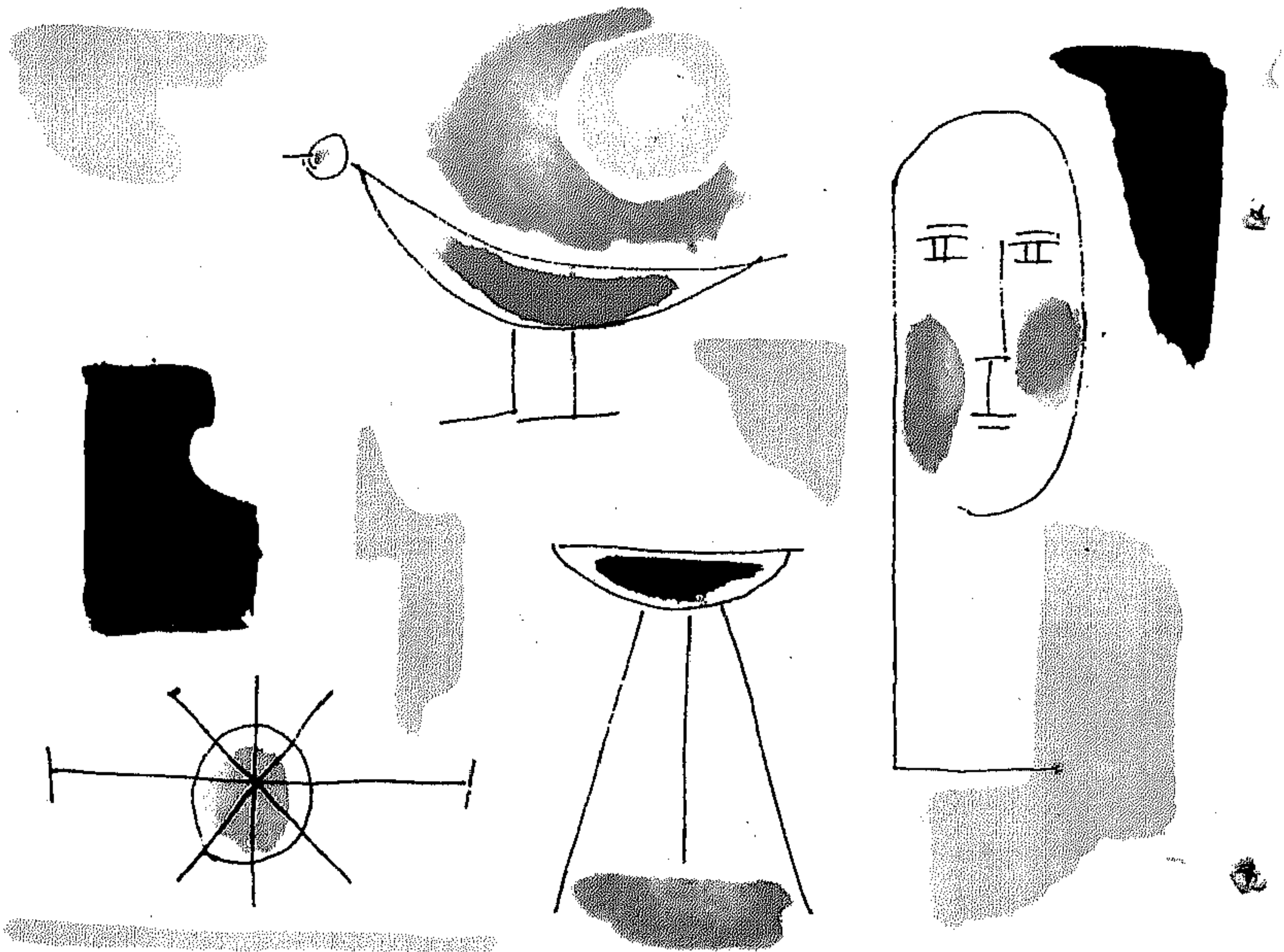


婦人少年者



11
1960

◆働く年少者の保護運動報告
◆労働者家族の現状（資料）

婦人少年協会

第一九六〇年(八巻)バックナンバー	
一号	
一九六〇年の婦人少年局の仕事	谷野 せつ
中小企業に陽を当てよう	平林たい子
労働者家族の新しい課題	那須 宗一
労働者家族間近畿地区研究会議から①	
(第一部 講師の発言)	
店員グループ「蝶の会」	春日 敏雄
年少労働風土記①	北海道・阪本 孝子
働く年少者保護運動地方大会報告	
福島・東京・滋賀・大分・徳島	
労働者家族福祉に関する報告書(全文)	
ペンゾール中毒その後の対策	
二号	
特集	新しく就職する年少者 のために
第十四回国連総会と児童権利宣言	藤田 たき
新しく年少者を雇用される方々へ	井坂 行男
新規中学・高校卒業者の就職	小谷 政一
他県に教え子を送り出すにあたって	
他県から年少者を受け入れる立場から	油谷 光男
新しい就職者を迎える商店街	石西 尚次
労働者家族問題近畿地区研究会議から②	
(第二部 一般参加者と講師の討議)	
「国連児童権利宣言」制定の経過とその	
全文(資料)	
労働組合の中の婦人(一九六〇年までの	
歩み)(資料)	
婦人に関する国際ニュース(資料)	
三号	
第十二回婦人週間準備号	
婦人と自由時間	坂西 志保
婦人の生活時間の自主的な設計について	
(座談会)	
今和次郎・那須宗一	
江口英一・高橋展子	

主婦の二十四時間はどう使われているか 全国友の会

第十二回婦人週間について (要綱)

自由時間についてのアンケート

農休日と農村婦人の自由時間 (資料)

主婦の自由時間に関する意識調査 (資料)

年少労働風土記 ② 福岡県：前田 薫

水産食料品製造業に働く婦人 (資料)

四号

特集 内職問題をめぐって

家庭内職の諸層：氏原正治郎・高坂正敏

内職の諸問題をめぐって (座談会)

..... 亀井幸二・福田さと子

..... 森井順治・千葉 幸雄

..... 山崎 恒也

長野県の内職グループ：..... 松井 暁子

水戸周辺の内職の今昔：..... 森田 スズコ

デザインを通してみた内職：..... 山内 麻衣子

二つの内職懇談会から：東京内職補導所

臨時家内労働調査会設置までの経緯

内職調査ブックレヴュー (資料)

内職公共職業補導所調査報告書目録

内職公共職業補導所一覽

年少労働者風土記 ③ 若手県：河村すみ子

男女均等待遇の法律

五号

第十二回婦人週間報告

年少労働者福祉員の現況

生活時間と民法について：中川善之助

生活時間の自主的な設計のために

第八回全国婦人会議概況

全国婦人会議を傍聴して：奥 紀伊子

各地の婦人週間 (北海道・新潟・山梨・大阪・愛媛)

福祉員制度に望む：五島 貞次

児童福祉週間におもう：伊部 英男

年少労働者福祉員その後 (資料)

年少労働風土記 ④ 栃木県：須田 み江

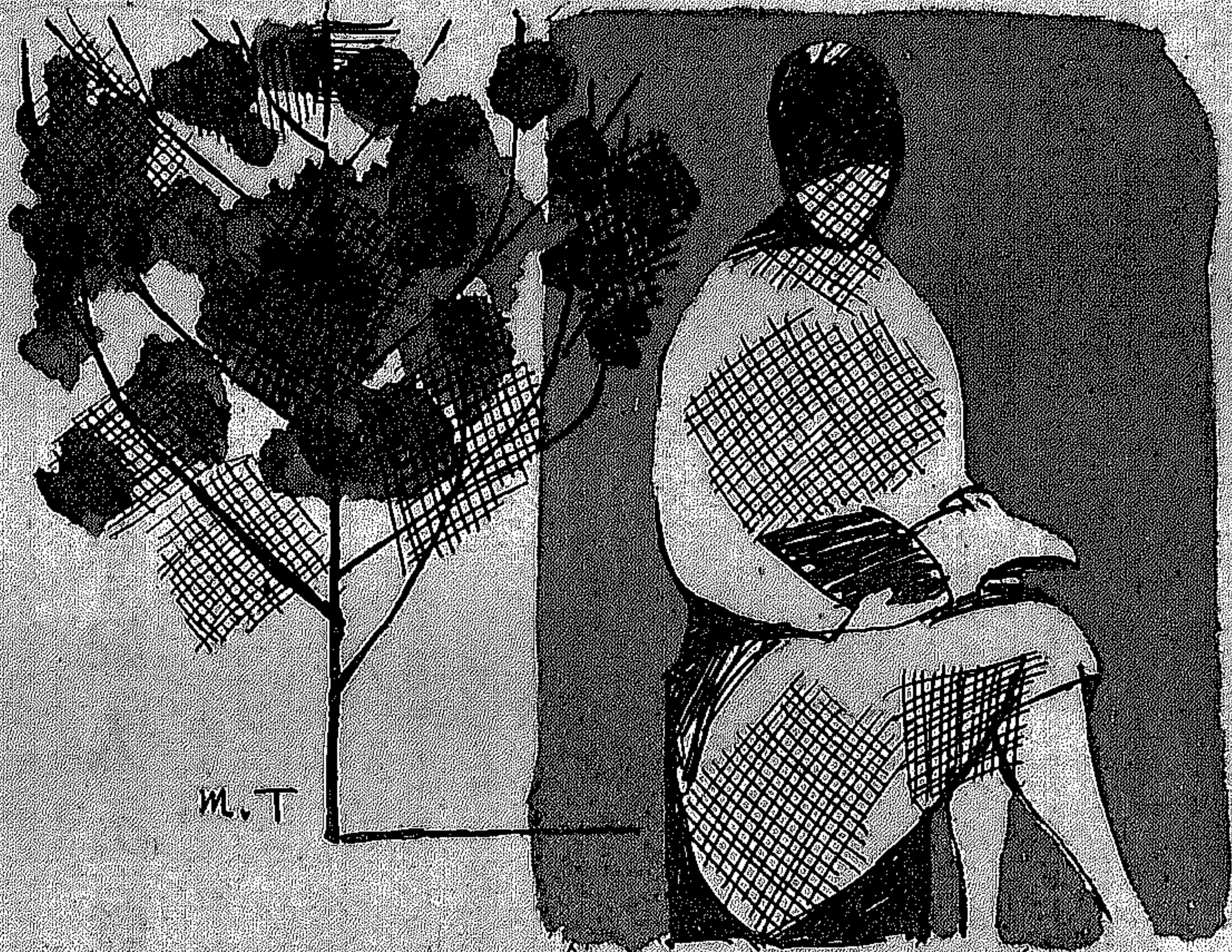
六号

特集 家事使用人の諸問題

家事使用人の諸問題：..... 山高しげり

女中さんになき家事使用人の諸問題(座談会)……………	希交会・きさらぎ会々員大阪家事サービズ職業補導所の近況
女中さんを使用する方へのアンケート	水谷トミコ
住込家事使用人の実状(資料)	海外の家事使用人問題とその対策(資料)
第十四回婦人の地位委員会……………	谷野 せつ 榎岡 徳麿
西独の青少年活動……………	榎岡 徳麿
年少労働風土記⑤……………	石川 卑 利子
年少労働者福祉員講習会(実施要綱)	
七号 特集	中小企業に働く女子と年少者の諸問題
中小企業における婦人と年少者の問題……………	石田 忠
中小企業の労働対策……………	根岸 博
中小企業退職金共済制度と婦人労働者……………	宮島 久義
中小企業と労働組合の活動……………	加藤 孝
雇主と住込み青少年の新しい人間関係をつづこう……………	磯村 英一
中小企業事業所訪問……………	
中小企業における婦人労働者の概況……………	
女子・年少者の労働条件改善への動き……………	
年少労働風土記⑥……………	神田 夏子
児童の地域的労働の概況(資料)	
八号 特集	働く婦人の福祉を高めるために
働く婦人の福祉……………	木村 嵐
働く婦人の地位を高めるためには……………	
(第九回婦人労働問題研究会議より)	
技術革新と働く婦人……………	婦人労働課
伸びゆく産業①……………	西 清子
働く婦人の福祉運動要綱……………	
「働く婦人の家」運営方針について……………	
年少労働風土記⑦……………	奈良県 武部 静枝
フランスの青少年活動……………	山岡 祥宏
年少労働者の余暇状況(資料)	

九号	特集	労働者家族福祉運動	森 五郎 人 課
		労働者と家族生活……………	
		ホームヘルプ制度について…	
		労働者家族福祉運動実施要領	
		ホームヘルパー養成講習受講生の記録	
		主婦の病氣・出席時の静養に関する調査	
		三四年の労働経済と婦人・年少者の問題	
		(労働白書解説)……………	
		東南アジアの青少年活動	
		ある芽びエの(労組婦人のページ)	
		労働時間・休日・休憩及び深夜業に関する一覧表(資料)	
十号	特集	第十四回働く年少者の保護運動	
		働く年少者のグループを育てる……………	
		若い人たちの生活文を読んで……………	
		私の生活から(三十五年度受賞生活文)	
		働く年少者の保護運動実施要綱	
		中小企業の悩みと福祉員の役割(座談会)	
		福祉員講習会とその後の活動(三福祉員)	
		年少労働者の現状①……………	
		中小企業労働福祉増進月間……………	
		伸びゆく産業②……………	
		最近の婦人労働の動き(資料)	
		JISゴムノリ制定の経緯……………	
		十一号(本号目次参照)	
		その他……………	
		働く婦人の知っておきたい法律問題……………	
		(二号より各号)	
		労組婦人のページ(215、7110号)	
		婦人界のうごき(216、9111号)	
		戦後における婦人問題文献目録(随時)	
		女子の就業者数と完全失業者数(各号)	
		一人一か月現金給与総数(各号)	



中年婦人の職業問題

油川清

伸びゆく産業④ 西、清子の

《日本ナショナル金銀登録機大磯工場》

田吉 子 平
深沢 淑子

年少労働士記(8)熊本県
県外就職八割

清水恒子

働く年少者保護運動 報告

佐藤 正光
宮原 夏代

資料室

労働者家族の現状	15
働く婦人の福祉運動実施状況	24
年少労働の現状 ②	26
婦人界のうごき	29
未亡人等の職業に関する相談業務について	30
働く婦人の知っておきたい法律問題 ⑩	37
戦後における婦人問題文献目録 ⑪	33
女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与額	表紙

◆一九六〇年婦人と年少者バックナンバー
表紙

◆婦人少年局ニュース
表紙

表紙 富山 妙子 屏・カト 塚谷 政 藤



中年婦人の職業問題

池川 清

一、中年婦人の就労するわけ

中年婦人、その大半は既婚者である。これらの中年婦人が家庭を外に勤く理由は色々あるが、収入を得て生計を助ける目的か、または良人が死亡しているため、失業状態にあるため、働けない身体であるために、一家の生計をささえていく目的で働きに出ているものである。この婦人達の労働収入なしには一家の最低生活を維持することが出来ないからである。

しかし、イギリスやドイツのように、労働力不足の国においては中年婦人が職業につくのは、必ずしも最低生活の維持という意味ばかりでなく、より高い生活、即ち文化水準の高い生活をした希望から働く婦人があるのも事実である。しかも、ある時期には、その国の国民経済の拡張のために人的資源の需要から中年婦人の雇用が奨励される場合もあるが、これはあくまで一時的なもので、いずれの文明国にあっては、中年婦人を恒久的に職業につかせようとす

る政策をとるものはない。

二、中年婦人の就労政策

中年婦人の就労率が高い国と低い国がある。それぞれの国の婦人観、育児哲学、婦人労働者保護政策によって千差万別である。中年婦人の就労問題について、まとめた資料は「Two Roles」(Alva Myrdal, Viola Klein 共著)があるが、それを参照して、世界的視野からこの問題を紹介しておくことが、読者の参考になることと思う。

- 第一表によって明らかなように、既婚婦人及び未亡人の就労状況はその国の産業事情、教育制度、社会保障によって異なっていることがみられる。これを総合的に言うならば、次のように結論することが先ず常識であろう。
- (1) ベルギー 婦人は結婚後は職業を続けることをよることはないから結婚と同時にやめてしまう。
 - (2) デンマーク 結婚後も職業をつづける婦人

が増加の傾向にある。

- (3) フランス 結婚しても子供の生まれるまでは働いているが、二人以上子供が生まれると殆んどやめてしまう。
- (4) ドイツ 婦人が過剰状態にあるから、多くの婦人は結婚する見込がないので、職場に出る婦人が目立つ。特に未婚の母で、私生児を生んでからのちも子供を扶養するために仕事をつづけている女性が多い。
- (5) オランダ 世論は既婚婦人の就業に好意をもっていない。政府としての考えは、家庭を支えるには、夫の収入と子女の養育手当さえあれば十分であるはずであるから、要までが外へ働きに出る必要はないという方針をとっている。ただ、未亡人は子女養育手当だけでは十分に生活ができないので、ホテル、食料店、病院などに働いている。
- (6) ノルウェー 既婚婦人全般に対して就業を奨励する方策を講じている。
- (7) スウェーデン 子供を二人以上もつ婦人の就

第1表 各国の15歳~60歳の婦人の配偶関係よりみた就労者の比率

国 別	イギリス	アメリカ	フランス	スウェーデン
調査年次	1951	1950	1946	1950
未婚女性100人中	82.0%	51.3%	65.2(46.3)	75.9%
結婚婦人100人中	24.5	27.5	40.7(19.7)	16.4
未亡人・離婚婦人100人中	52.4	60.0	37.2(23.7)	60.4
全婦人100人中	52.0	36.4	52.0(21.9)	23.4

(註) 1. フランスのカッコ内は農業労働に従事する女子を除いたもの。
2. スウェーデンは20歳~60歳の婦人についての調査である。

業者は少ないが、子供を一人もつ未亡人で、働いてるものは多い。政府は特に未亡人の就労を奨励するという程ではないが、子供の数と子供の年齢によって未亡人が就労するかどうかきめられている。

- (8) アメリカ 学齢前の子供をもつ未亡人で、就労するものは少ない。子供が中学生になると、働きに出ることが多い。一九四九年における職業をもつ母の割合は、夫婦世帯よりも母子世帯の母の方が高い比率を示していた。
 - (9) イギリス 労働力不足のために既婚婦人も産業に留まることが奨励されている。ノールウェイと同様である。
- つぎに中年婦人の就労するものは、次第に増加している。
- 資本主義や共産主義のいずれの国をみても、

文明の進歩と共に社会保障制度は完備しつつあるから、中年婦人の就労するものは減少するという学説がある反面、社会施設が整備されるから、子供をもついても労働出来るから中年婦人の就労率は増加するのだという学説と二つある。しかし、ここではこの問題を深く追求する必要はないと思うから省略しておくが、素直に言って、社会保障や社会施設の完備の有無とは無関係に、文明になればなるほど、婦人の文化的欲望が高くなるからではないかと思う。

第二表をみると、アメリカで十年間に未婚女性の就労率は低下したが、中年婦人の分が増加していることが示されている。

次にチェコスロバキアにおける女子労働人口についてみるに、第三表のように中年婦人が増加している。

三、子供をもつ中年婦人の就労

子供をもつ中年婦人が働きに出る場合には、保育所が完備しているか、または家庭に祖母などかいて子供を保育してくれるかでないといけない。ソ連や中共、その他の共産主義の国では保育所を国営または公営で経営しているから、子供をもつ中年婦人も

安心して働きに出られる。自由民主国家においては、子供をもつ母が働きに出ることは、やむを得ない場合のほかに奨励されていないから、保育所は積極的に完備しようとしなければならぬ。政策である。但し、日本だけは例外の国である。日本は共産国家でないけれども、国民一般の所得が低いから、母も就労しなければ一家を扶養できないために、保育所は非常に多いし、政府も積極的に推進政策をとっている。こんな国は自由民主国家では日本だけで、全く例外として考えておく必要がある。

第四表にみるように、子供の年齢によって、中年婦人の就労の状況が異なっていることは、子供を家庭に残して母が出ることが不安であるためである。

第2表 アメリカの働く女子の配偶関係 (働く女子100人についての比率)

	1930年	1940年	1950年
未婚者	55.0%	48.5%	32.0%
結婚中	30.0%	36.5%	52.0%
未亡人・離婚者	15.0%	15.0%	15.0%
計	100.0	100.0%	100.0%

第3表 チェコスロバキアの女子労働人口

	1930年	1947年
未婚者	55.0%	53.7%
結婚中	24.1	29.1
未亡人・離婚者	18.9	12.6
計	100.0	100.0

四、中年未亡人の生活は益々苦しい

第五表によって明らかなように、十年前の中年未亡人は五二%が自分で働いて生活を維持している。

この十年前の中年未亡人の生活は、その後の社会経済生活が安定するにつれて未亡人の職業も好転するはずであるが、統計を次に示して、いかにその対策が緊急な性格のものであるかを考えたい。

第5表 女世帯の暮らしの方法（生活手段の第一位のもの）

昭和26年労働省婦人少年局

生活手段の第一位のもの	収入	自分収入	家族収入	兄弟収入	生活保護	借金	家財売却	その他	計
%	5%	52%	24%	5%	9%	1%	2%	2%	100

第4表 子供の成長の程度と母の就労率

子供の成長の程度	母の就労率
6歳以下の子供のいる場合	40%
6歳～18歳の子供のいる場合	54%

大阪市未亡人連合会では、昭和三十一年の六月以来、毎年その年に中学を卒業して直ちに就職した母子家庭の就労児童をアフター・ケアすることになっている。これは全市の各小中学校に配置されている未亡人相談所員（未亡人会の役員が充てられている）が各小中学校を受持として家庭訪問した際に、併せて母の職業を調査した結果、実に未亡人の職業が毎年不安定になりつつあることを示している（第六表）。

五、中年婦人の定年は四十歳ではじまる

近年、婦人の勤続年数が長くなり、とりわけ既婚婦人も職場に働きつづける傾向ができてきたし、未亡人になってもそのまま家計の主たる責任者として働く必要が倍加される。そこで、問題になるのは、婦人の定年制度である。

1、一律定年制—七四

第6表 中卒就労児をもつ母（未亡人）の就労率

年度別	31年	32年	33年
自営	8.9	10.2	9.1
営内職	38.4	33.4	33.5
常勤	4.8	9.7	10.2
臨時	9.3	21.2	27.0
その他	3.0	—	0.4
無職	35.6	24.5	19.8
総数	100.0	100.0	100.0

以上の四種の定年制のうち、婦人労働者は職能別にも低い仕事をしているし、身分上も低い地位にあるから、結局のところ、二、三、四の三種の定年制は婦人労働者が適用をうけることになるので、二五〇は女子に不利な定年制を設けていることになる。第七表はそれを示している。

- ・五〇（全労働者に一律に定年制を定めているもの）
- 2、職能別定年制—六・六〇（労働者の職能別により定年制を定めているもの）
- 3、男女別定年制—一六・六〇（男女の別により定年制が定まっているもの）
- 4、階層別定年制—一・七〇（労働者の身分

第7表 男女の定年のひらき

定年の分類	男	女
55歳	50歳	52.5%
55歳	45歳	19.7%
60歳	55歳	5.3%
65歳	40歳	5.0%

四十歳以上の中年婦人の職業についての調査をみると、つぎのようなものが多数を占めていることが明らかにされている。

通勤では、事務・教頭・雑役、住込みでは寮母・家政婦・炊事婦、独立職業では洋裁店・小売店である。

かに女子の職業的若齢である（尼崎の社会教育）一九五九年三月発行。このように観察してみると、中年未亡人の職場は益々希望のすくないものであることが明かになる。

このように考察してみると、中年婦人に残された職場は全く希望すくないものとなる。

六、中年婦人の職業

これらの中年婦人の職業のうち教員・事務員・洋裁店は学歴を必要とするから、誰でもがやれるわけではない。ところが、家政婦・炊事婦などは、いつまでもたっても男子にとられないし、婦人なら経験もあり、中年の婦人はその熟練者であるから、永久に確保されている職場と言えよう。

七、未亡人の職業

子供の有無にかかわらず、若い未亡人は、生活の稼き手を失った場合には夫に代って働かなければならない。しかし現在の主婦の大部分は

娘時代には花嫁教育だけで、特別の職業教育を受けていないから、働きに出て不熟練労働者群に加わって低賃金の働き手になってしまう傾向がある。

終戦直後、戦争未亡人をも含めて未亡人問題が大きくな社会的関心となった一九四八年頃、労働省婦人少年局で、女世帯主の職業調査をしたことがあるが、四〇歳を境として、その職業は全く質的变化がみられ、中年以後の未亡人の職業は雑役的な仕事以外には、限られた少数の能力あるもの（教育・才能のあるものは事務・独立営業についているが）以外には働く分野が極めて低給なものであると言える。

翌二十四年十月に労働省が女世帯主の職業調査をしたが、その結果も次のように同じようなものである。

- (イ) 通勤して働いているもの 四二%
- 例 工員・雑役・掃除婦・仲居・ダンサーが多く、事務員・教師・保健婦は少ない。
- (ロ) 自宅で働いているもの 五八%
- 例 大半は農業・内職

未亡人の職業には自営というのが相当みられるが、一般の未亡人は箱入り未亡人であるから、男性との接近を好まないためもある。また亡夫に対する忠誠の意味もあって、女性だけの職業をえらぶ。

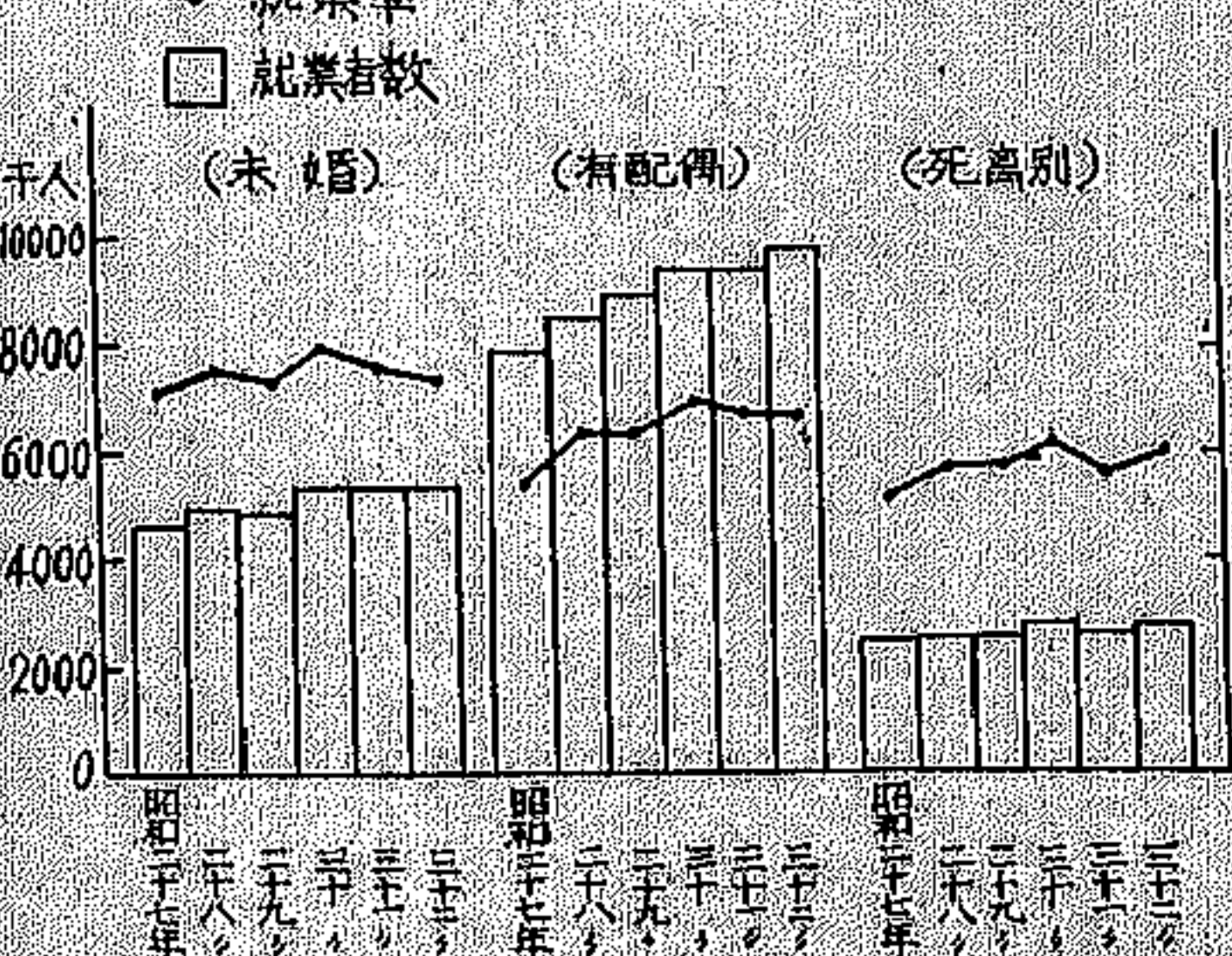
女髪結・パーマメント・美容術・小学校の先生・看護婦・付添婦（高年齢でもやれる）かかる場合、日本では母子福祉資金貸付の法

律によって未亡人が技能を修得するまで生活資金が貸付けられるから、早く母子相談員に会い、その未亡人が職業教育をうけ、すこしでも収入のよい仕事につける機会があるようになつたことは大きな進歩である。このためには日本にも未亡人職業指導研究所というような、未亡人のためにどんな職業が向くかを専門に研究してくれる機関を設ける必要がある。そこでは二か年以内、一年以内、六か月以内でそれぞれ習得できる未亡人に適した技能がどこで教えられるか、どんな人がその技能に適しているかなどを調査して、いつでも未亡人のために技能習得相談に応じられるように準備しておくのである。

また未亡人で商売をしたいときには一人で五万円まで借りられるのであるから、その金額でどんな小商売ができるかも調査しておくべきである。もし数人が協力して事業をした方が有利な場合もあるから、どんな共同事業がよいのかも調査しておくべきである。

最近、未亡人を主として家政婦に養成しようという風潮があるが、これもたしかに日本の未亡人には適した職業である。将来は、この家政婦が単なる家政婦として日雇婦にならずに、アメリカやイギリスにみられるようなホームヘルパーにまで発展すれば、教養のある未亡人も家政婦として、立派な仕事をなし得る道がひらかれよう。

女子の配偶関係就業率および就業率の推移（昭和27年～32年）

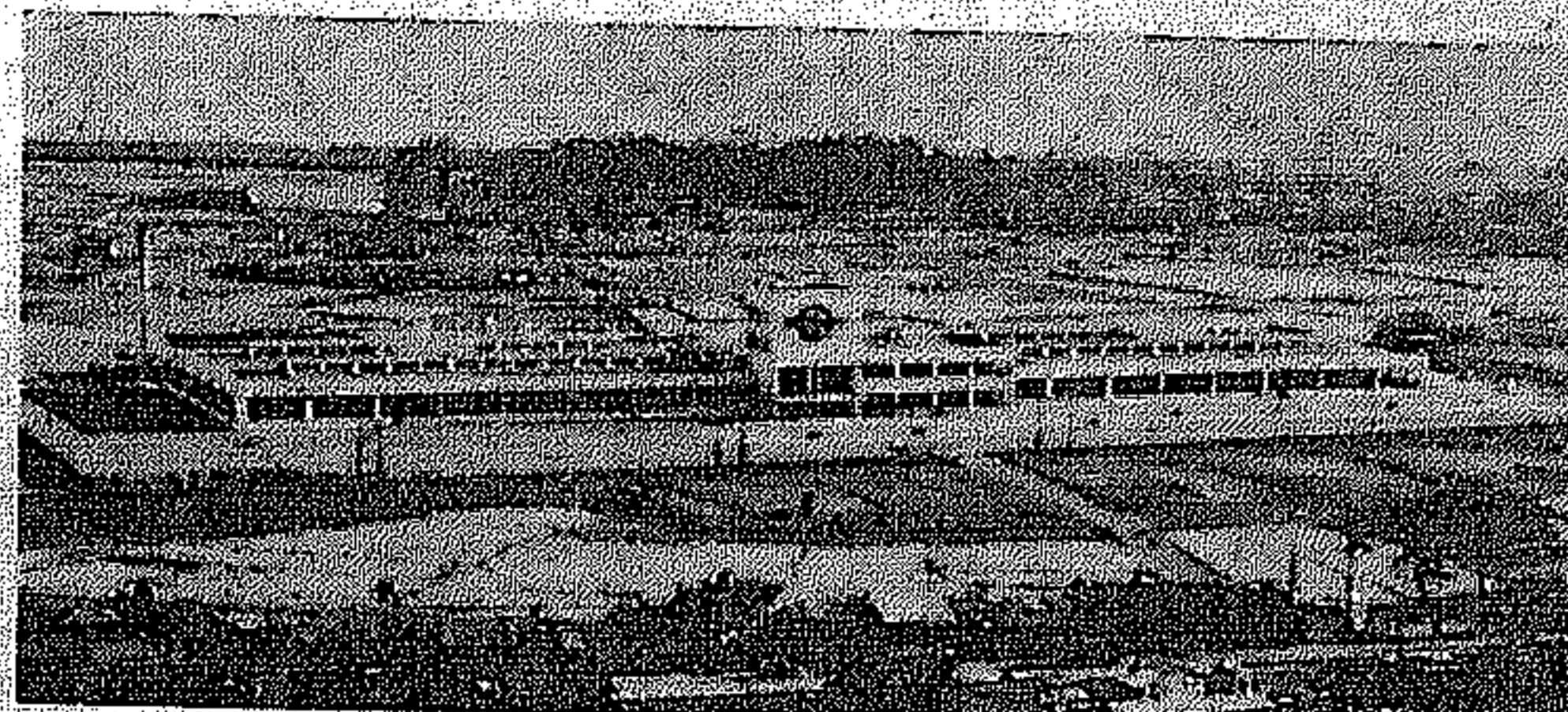


総理府統計局一労働力調査

年齢階級別男女就業者の推移（昭和29年～32年）（単位万人）

	14～19歳		20～39		40～64		65歳以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女
昭和29年	263	225	1,093	785	904	534	120	75
昭和30年	271	238	1,138	837	887	563	133	81
昭和31年	266	226	1,175	868	901	572	132	80
昭和32年	257	232	1,228	870	933	588	131	80

総理府統計局一労働力調査



—全 景—

このころ、旅に出て気のつくことの一つは、車窓から眺める沿線ぞいに、いろいろの新しい工場がめっきりと、あふれたことである。東海道線、大磯駅ちかくに、最近建った日本ナショナル金銭登録機大磯工場もその一つである。湘南地方独特の明るい一面の周囲のなかに、コジシマリと、むしろ女性的な静かさをたたえてオートリと構えた新しい建物は、工場というより、何か大きな研究所の感じである。正面玄関前に

産業

登録機

清子

は、東海道線が走り、後方は海に面して、松林が昔ながらに広がっている。山や海や松林をみていると、さながら、広重の絵そのままだである。建物のまわりも綺麗にととのえられ、芝生が一面にのびに刈りとまわっている。ほかに、むだな装飾もなく、また工場にありがちな乱雑な材料のほりっぱなしも、外には全くみられない。このような環境とたたずまいのこの工場が、私のこれまでの常識を破って何もかもと違ってよいほど、近代的な経営のなかで営まれている実態を、一日の見学のなかで知ったが、それは驚きであるとともに、教えられたことも多かった。

ここを訪ねる前にある人がこんなことをいった。あの会社の株は最近ドンドンあがっているんですよ。だから、ことしの大学卒業生のなかにも、あそこへ就職を希望するのがずいぶんありますよ。いわば花形産業というところだろうか。金銭登録機といえは、ちかごろは、デパートや大商店ばかりではない。町のちよっとした魚屋やお菓子屋さんの店先にまで、進出して、チーン、チーンと忙しがそうに音を立てている。需要はグングン伸びているようだ。これがこの会社の景気をよくしているのだらう。しかし、景気のよい会社かならずしも、その経営の管理が近代化されているともかぎらない。日本ナショナル金銭登録機工場はその点、いくつもの新しい方針を実行しているが、それはどこから来る考え方だろうか。

その一つはこの会社が、もともとはアメリカ

ナショナル金銭登録機会社の資本系統であり、技術指導や工場管理の方針について、アメリカに直接なんている点である。現在、アメリカ資本七〇％、日本資本三〇％で、日本金銭登録機会社とアメリカナショナル金銭登録機株式会社が合併して、この日本ナショナル金銭登録機株式会社が創立されている。三年前までは、主として、アメリカの金銭登録機を輸入販売していたり、部分品を親会社から輸入し、組立てだけの作業をしていたが、大磯に工場をもって、ここで、原材料処理から製品の製造・組立のすべてをおこなうようになった。いわば一貫作業による国産化が実現したのである。このような背景の工場であることを知らされて、まず受付玄関のすこく清潔なことや、ロビーの日本趣味を多分にとり入れた変ったデザインにも、はじめて納得がゆくのだった。

人事課長さんのおはなしによると金銭登録機の歴史は古く七十年前から使用されていたとのこと。日本にも戦前からもちろんだったけれども、戦後の経済の立ち上がり、戦前を追いこして、最近の需要は急速にのびている。いまのところ、この工場は、月産約数百台で、全部、国内需要にむけられている。月産数百台というのは、少々すくないようにおもわれるが、何しろ金銭登録機というのは、あの小さいからに、考えられもしないほどの部分品をつめている。たとえば、私たちが日常、目にする小売商店むきの機械には、およそ五千個の部分品が必要だし、百貨店むきになると、何と八千個



—第2次加工に取り組む女子従業員—

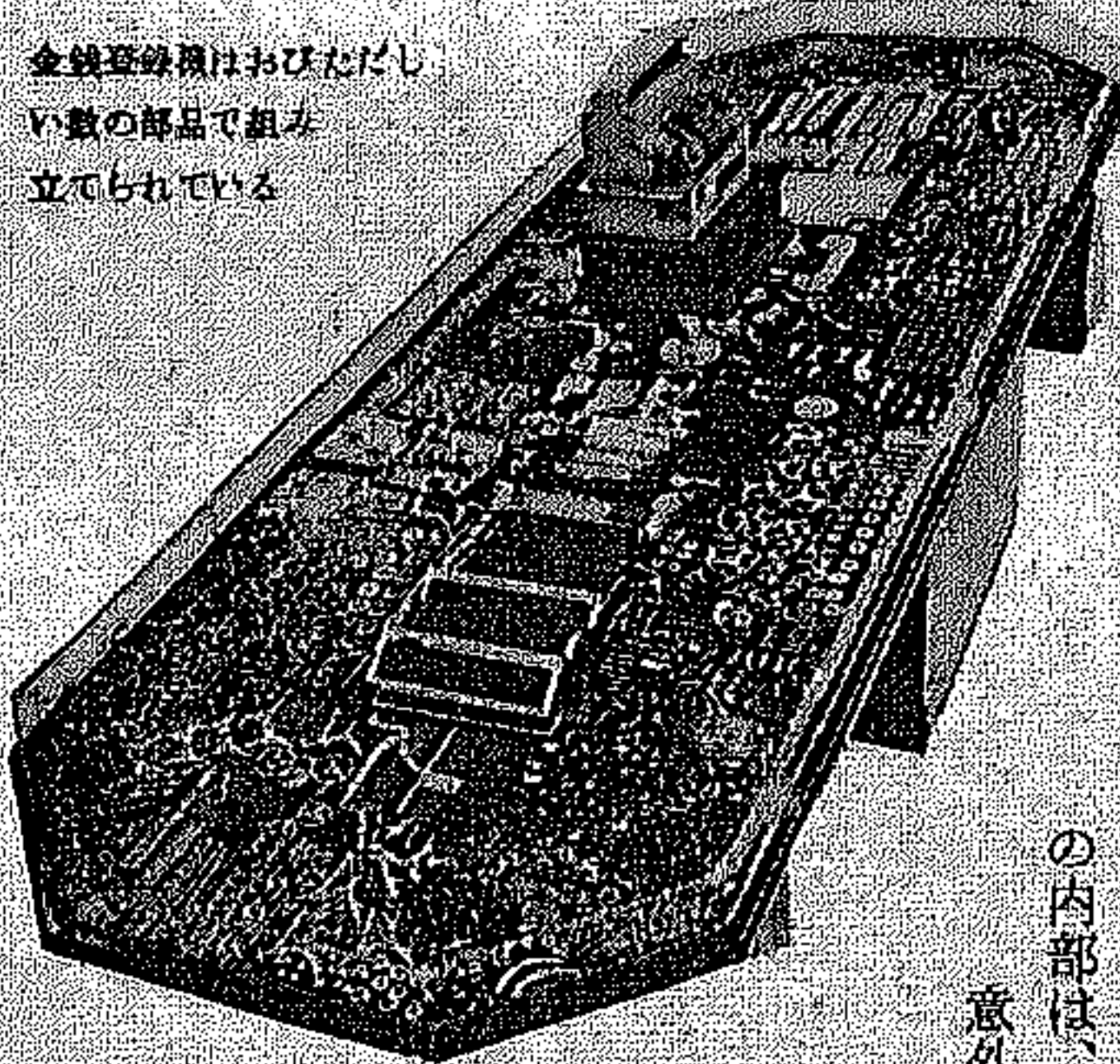
伸びゆく

③

日本ナショナル金銭 大磯工場

西

金銭登録機はおびただしい数の部品で組み立てられている



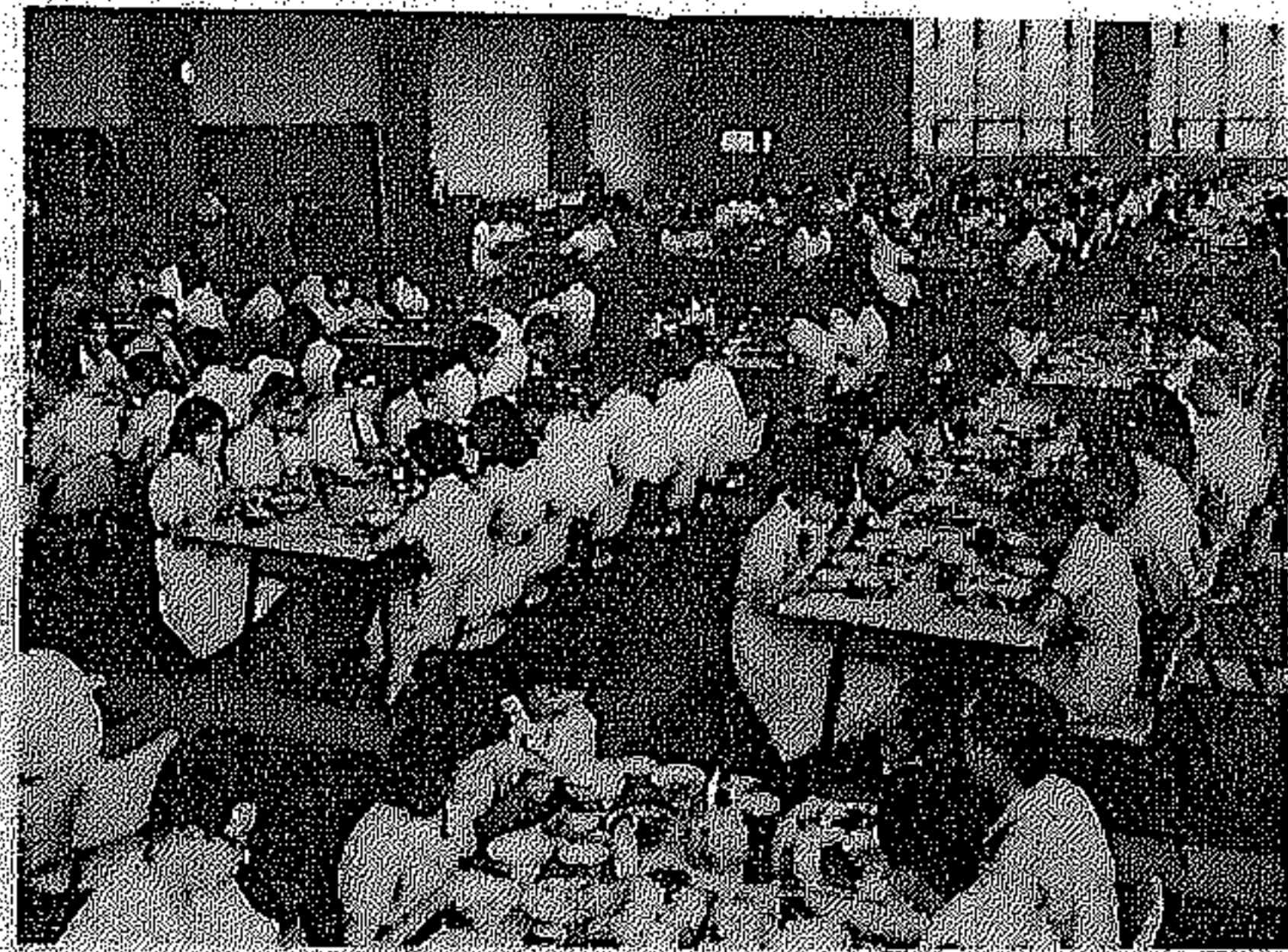
の内部は、意外

が必要だという。そのような部品をつめこむには、ネジ釘一本でもいい加減には出来ない。すぐに狂ってくるからである。だから、組み立てはどうしても人作業でないとよいものをつくれない。自動車やオートバイが何秒間に一台、つくれるといったような工場にはゆかない。こんなところに量産主義でないものがあるのだった。それをいまま一つ、この会社のポリシーとして、一つの機械は少なくとも二十年間の使用にたえるものをつくるという建前をとっていることも、粗雑な量産や、やたらなオートメ化をはかっているという理由のようだった。興味のあることは、このようなことが、すべて、アメリカナショナル金銭登録機会社のアイディアであり、方針であるというのも、考えさせられることであつた。

ところで、工場

なほど静かなものであつた。ここには約四百八十人の人が働いているが、女子は百三十人くらいである。作業は、部品の第一次加工すなわち鋼板の断裁や旋盤がおこなわれるところと、第二次加工、すなわち型彫り・穴あけ・研磨などがおこなわれるところと、化工作業として熱処理・メッキ・塗装などがおこなわれるところと組立と、大体四段階に分かれている。この中で女子は主に第二次加工と組立に従事している。広い見渡すばかりの工場の内部は、人の数もそう目立たないほどである。ただ、甚だ精密な工作機械が幾台もそなえられ、それがタツプリーと場所をとって、人の姿がそのかげにかくれている。動力の音もあまり気にならないほど高くない。私は、ここで自分の認識不足を訂正しなければならなかったのである。というのは、金銭登録機の製造工程というのは、時計やオートバイとおなじように、忙しくベルトコンベアーにのった部分品が次々とこぼれてゆき、最後に、いつの間にか製品になっている種のもの想像していたのだが、そうではなかった。米國輸入の優秀な工作機械によって部分品は非常に能率でつくられるが、あとは人手による組立が待っている。それが何ともホッとしたおもしろいだったし、つくられたものへの信用みたいな気持ちもごくのだった。

中学校を卒業しただけの女子従業員たちは、おさげ髪の人であつて、揃いの作業衣に身をつつんで、みんな油だらけの手である。どの工作機械もおびただしい油をつかう。それは熱によ



職員全体が一度に食事ができる清潔な食堂、國産局も会社の職員である

って小さな部分品がいささかでも狂いを来たすことのないように、油で冷やすからである。工場内の安全装置はよくゆき届いており、部屋の一角には、それぞれの作業に当然つけなければならぬような保護具が提示されており、安全監督係が始終、作業場を見まわっている。もし、この道具をつけない人があれば、たちまち注意をされることになっている。研磨の台の前に座っていた女子従業員は、金属の粉末が目には飛びこまないために、目をかけていた。孔あけや旋盤の機械にも赤いボタンがついていて、それを押さなければ機械はうごかないことになっている。

組立ての一部に従事している女子従業員の前には、いわれなくてもわからないような数々の部品がならべられており、器用な手つきで、次々に組立てられてゆくのである。これは、とかく単調な作業の多い従来の女子の作業にくらべて、はるかに創造してゆく楽しみのようなものが感じられるのだった。だから、ここに就職する条件として、指・手さき・腕などの仕事への適性が要求される。

工場内は美しく明るく、グリーンの濃淡で壁も柱も塗装されている。そして時折り、気にならない程度の、しかも、何となく頭が軽くなるような音楽が、どこからともなく流れはじめるのである。この音楽も、実は作業能率を高めるためのもので、曲については、労働科学・心理学などの方面の専門家によってえられたものだといふ。まことにゆき届いたことである。

この工場の労働条件について記すと、まず他に例のないこととして、隔週ごとに、一週五日制をとっていること、これは本社の営業が土曜は半日であることに対応しての処置だといふが、それにしても製造部門には珍しいことである。作業時間は、八時五十分から四時二十分まで、昼の休みを除いて、実働七時間半である。サラリーは中卒七、五〇〇円、高卒一、五〇〇円の初任給である。昇給は女子のばあい約一千円くらいといふ。職務給制を加味している。男女のあいだに差別は設けていないそうである。

この女子従業員はそのほとんどが、地元からの採用で通勤も便利だし、しかも労働時間も

短く、めぐまれている。但し入社競争率は、三十倍といふ。そのうえ、徹底的な生産管理をしているので、毎年四月には必ず採用といふことではなく、必要に応じて随時採用といふのであるから、余計に狭き門である。特別の部門以外は残業もほとんどないし、働く者にとって十分の余暇がある。そこで会社は奨学金制を設け、定時制高校や夜間大学へゆきたい人たちに奨助している。この奨学金は返済の義務はない。給料によって奨学金は異なるが、平均月一、千円くらいといふ。女子従業員のなかにも十人くらい定時制高校に通っているものがあり、神奈川大学の経済学部で勉強している人も一人あるそうである。このほか、会社の幹部が講師となつてのタイプライター・英語などの夜間の教室もある。より高い技術を身につければ、それに応じて配置の転換も可能なのである。

こんな工場だから共かせぎも案外に楽だし、ながく勤めていても、将来への楽しみもある。ここでもボツボツ結婚してから勤務をつづける女性が出てきているそうである。その他の厚生施設もなかなかゆきとよいといふ。

日本ナショナル金銭登録機大工場は、いわば日本の土壌に咲くアメリカの花のようなファンキーのなかにある。しかし、ここで学ぶことは、アメリカのよい意味の合理主義についてであつて、それは何も特別に、めぐまれた労働環境だとか条件だとかいうのではなく、むしろ、日本のこれまでの工場や労働管理に問題があることを、あらためて考えさせられるのであつた。



働く年少者、こころの家の家

こうしてできた！

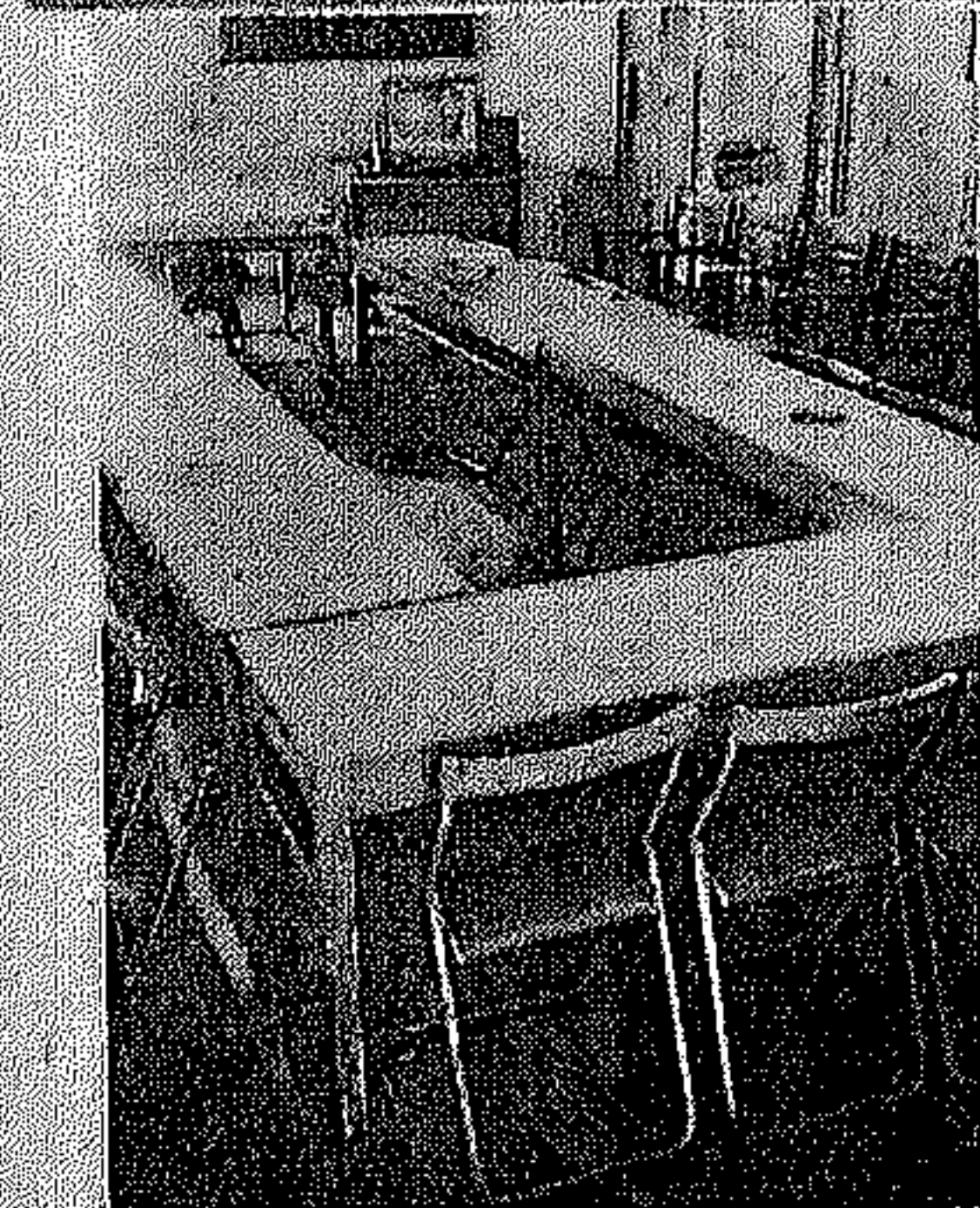
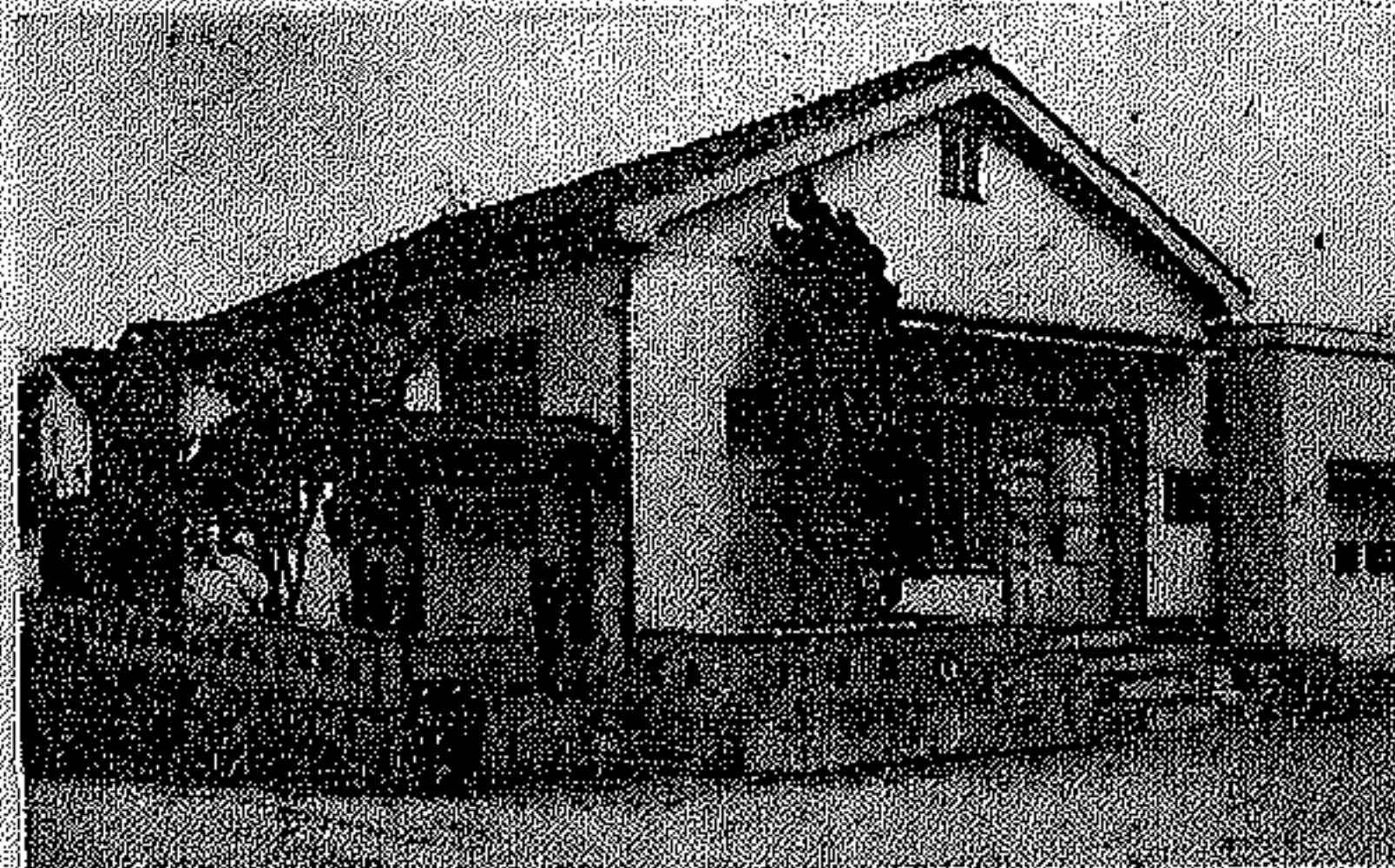
田 吉 子 工

(長崎婦人少年室協働員)

「僕たち年少者のグループ活動や余暇生活を充実させるために憩の場所を造って下さい。」これは昭和三十三年十一月七日長崎市国際文化会館における働く年少者九州地方大会の席上、書店に働く峯君の発言であつた。これは一人の年少者の発言ではあつたが、それはすでに胎動を始めていた多くの働く年少者グループの代言ではなかつたか。

終戦後の教育改革や社会情勢の変動の中で心身共にまだ成長期にある働く年少者たちの保護育成のために世論が力強く拍頭し始め、彼らを暖かい大人の愛情で守る運動が婦人少年局を中心として活発となつて来ていることは、関係識者の周知のことであつた。

長崎市においても婦人少年室を中心として、関係諸機関・商店連合会・商工会議所等が積極的に年少者問題をとりあげる態度を示し、一方年



働く年少者、こころの家の家

てグループの集まる場所が必要になつてきたものと思われる。

この峯君の発言は、すでに胎動をつづけていた長崎市内年少者を守る会の会員(労働組合・使用者関係・婦人団体・社会教育関係・商店主婦による協力団体)、特に佐々木房男氏に積極的な推進力となるべき機会を与え、「憩の家」を造るための資金の集め方、場所選定などについての県市当局や関係者への呼びかけとなつて、次第にその機運を醸成して行つたのである。

そのころ長崎市内にも十三名の年少労働者福祉員が設置され、その活動も漸次具体化されつつあつたが、ちょうど昭和三十四年の夏、市内新町の現在の場所に住友商事の売家があり、環境も絶好とあつて売却の線

が進められたが、資金の早急な調達という点で難行を続ける状態であつた。市内商店連合会にはかり、商店の運動を続けながら、問題が多額の金銭であるため容易に解決は得られなかつた。しかし、年少者たちのグループ活動は日毎に活発となり、商店の定休日の充実も進むにつれ、余暇活用のための憩の場所の設置はこれ以上猶予できない状態となつてきたのである。このような環境の中で、佐々木福祉員は、職場の中の年少者を誘惑の手から守り、堅実な職場の人として成長させるためには、一日も早く憩いの家を建設する必要があると思ひ、私財七百五十万を投げ出し、この家を売却し、長崎市の働く年少者のために開放したいと婦人少年室に相談されたのであつた。

改装、内容の設備その他

の費用を加算すれば実に一千万にのぼる事業であつた。こうして昭和三十四年十二月十五日に開館の運びとなつたことは長崎市に働く年少者の福祉増進のために実に画期的な出発であつた。

「いこいの家」は、横浜市の中小企業で働くか、または横浜市に住んでいる二十五歳までの勤労青少年が、休日または終業後に、誰でも自由に利用して、休養や娯楽あるいは集会を行なうことのできる施設です。桜木町駅のプラットフォームを前にした横浜市有第三階建の一階に柱も新しくこの「いこいの家」が開館されたのは、去る七月十九日でした。すでに三か月余になります。

今では利用の申込みをした青少年の数は七百五十名を越え、毎日平均六十数名の若い仲間が集まっています。ピンポンに、テレビに、ステレオに、碁将棋に、または読書に、のびのびと楽しく時間を過ごしております。あるいは、サークルで集会に利用しているものも十グループを数え、一方、「いこいの家」自体としても定期的に、フォークダンス、話し合いの会、レコードコンサート、コーラス、生花の会などを催しておりますが、これはすべて無料で開放されています。



横浜市の「いこいの家」

深 沢 淑 子

(横浜市勤労青少年
福祉協会理事長)

月二回の休日には必ず朝からこへ来て、まるで親の家へ帰ったような気安さで一日を過ごしているお手伝いさんがいます。ある時はテレビを見ながら毛糸を編んだり、隣に來合せて友だちとガムを分け合ったりして語り、ある時はピンポンをしたりして、今までの孤独から一転して、朗らかな交友に青春の喜びをかみしめてでもいるようです。しかも彼女はいこいの家へ来るようになってからはお小遣いもほとんど使わなくなったのだというので、きれいな生花を買ってきて室内を飾ってくれたことも二度や三度ではありません。

また、一週に二、三回は決ったように、会社が退けてから友だちの工員同士が一しょにやってくるピンポンを練習して帰る会員も少なくありません。上手なものも下手なものも、ここにこそ順番を待っているその表情――。

誰に気兼ねもなくゆっくりとテレビの前に腰かけて、歌を、踊りを、

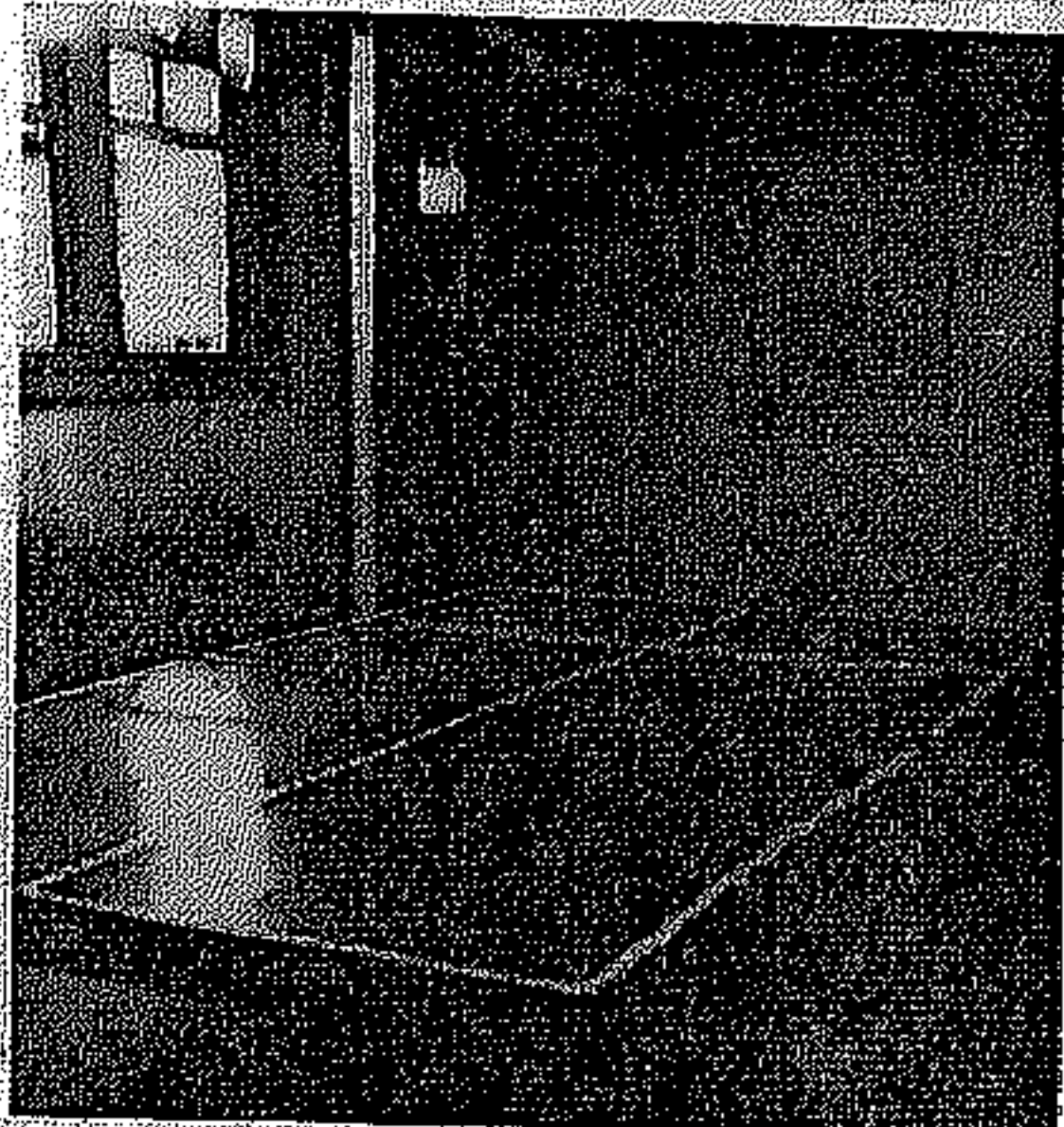
野球を眺め、熱心に耳を傾けているその顔――。

また、サークルで集まってくる連中は、誰も彼も元気一杯です。手分けしてポスターを書く、原稿を書く、贈答版を刷る、話し合いに時間を忘れる、何回も何回もわきあがる笑声、魂が一つになって高鳴るコーラスの歌声。みんな、今日一日の職場の苦勞をふっ飛ばし、疲れを忘れ、こうしてまた、明日の会社へ、工場へ、店へ、元気な顔を見せるに違いないありません。

この「いこいの家」が開設されてから、一番に痛感させられたことは、いかに今まで働く青少年たちがこのような憩いの場所を求めていたかということ。事実、今までは彼らが終業後あるいは休日を有意義に楽しく過ごすために、何等の施設も与えられていなかったのです。労基法で決められている一日八時間労働、週休制を普及徹底させることはもちろん重要でしょうが、それだけでは働く青少年の保護も「仏作って魂入れず」という結果に終ることはいうまでもありません。

神奈川勤労青少年室でも早くからの問題を提起して、私も協賛員の積極的活動をしようと考えられ、

以上のような次第で、漸くその第一歩をふみ出したものの、大坂・名古屋・京都など各都市の「いこいの家」は、県市の直営という、その運営母体の相違があつて、設備において数段優っており、もちろん横浜でも、現在既に利用率はほとんどに達していますので、現在の「いこいの家」をテストケースとして、近い将来、さらに各区に「いこいの家」が開設されることを望んでいます。そうして、若い勤労青少年の皆さんが、明日の光りを目指して、毎日を楽しく過ごし、新しい勤労意欲と希望に溢れて、力強く生きていくことを祈る次第でございます。



— 和室で茶のけいこ —

佐々木福祉委員の善意と努力がみどり、ついに実現した「憩の家」と氏のなみなみならぬ青少年への愛情は高きだけだえられてよい。本年十月三日の第十四回勤労青少年九州地方大会(宮崎)で来る労働大臣賞を、全国でただ一人選ばれて受けられたことは当然である。この日、氏が表彰の席に就かれたことを関係者一同心からよろこび、かつ永くこの方面の推進力として活躍



— 和室で茶のけいこ —

を包んでやりたいという氏の人間性が画期的な社会福祉施設への表現となったことに、私たちは胸打たれるのである。

最近私は一日憩の家を訪れて、現在利用されている状況について管理責任者今富氏と語り合った。親の許を離れて中小企業の実務に就いている未成年者の恋愛・勉強法・病氣・経済面、その人間関係等、頼って来る人たちに心から話相手となってやりたし、しみじみ語る今富氏は五十六歳、かつて高島町教育長をつとめられた誠意実行の方であり、人生行路を幾重にものりこえて來られた苦勞人であるから、実に若い人々の相談役として最適の人とお見受けした。「憩の家」は現在会員制で、女子三五〇名、男子一八〇名の会員があり、特定行事参加者は月五〇円の会費を払うが、それは原則として店主が持ち、年少者グループはグループ単位で加入している。

設備概観

洋館建の棟：会議室・図書室(主として寄贈書物六七〇冊)・応接室・相談室・卓球室・洗面便所・膳写室・和室の棟：八帖一、六帖三、応接室一、その他、風呂場・炊事場・便

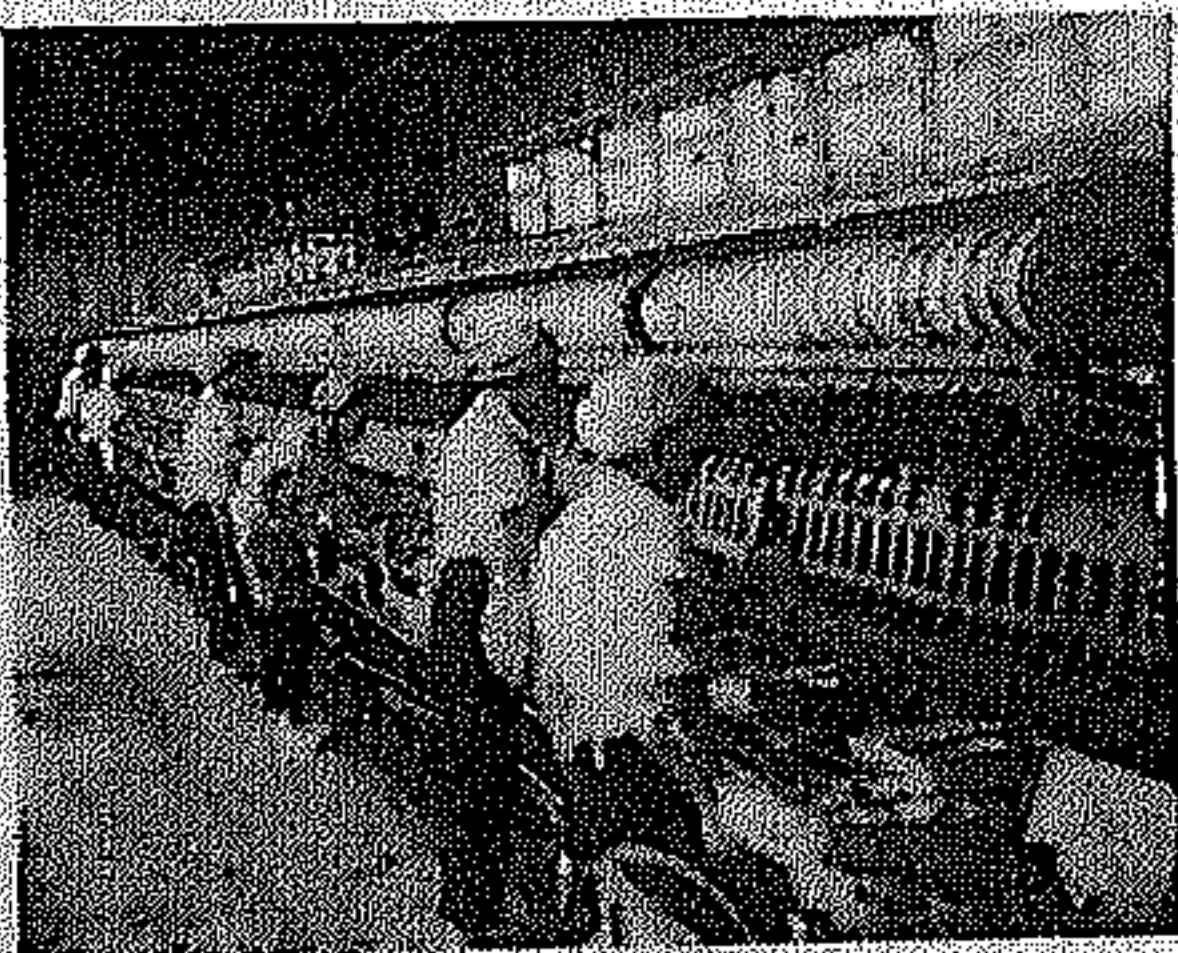
所、そして、庭園もあり、長崎市街一円を見下ろす位置にある。娯楽・教養の設備：テレビ二、ピンポン台一、ミシン一、ラジオ一、時計・将棋台一、囲碁一

現在「憩の家」をよりどころとして次のグループが組織されている。

すみれ会(三菱電機) 三名
らっきやう会(洋服店関係) 五名
浜その会(浜市商店) 三名
どんぐり会(中井製菓関係) 一名
ぐみの木会(同前) 三名
その他、教養グループには料理、お花とお茶、和洋裁、商業講座、そろばん講習、膳写技術等がある。

一周年をひかえ「憩の家」は近々法人組織として県市の補助を仰ぎ、関係・機関団体よりなる運営委員会によって運営することになり目下準備中で、内容の充実と発展が期待される。なお、働く年少者に対するこの民間の動きを契機として、三十五年度、県は長崎市に百名収容、佐世保市に六十名収容の宿泊施設つき勤労青少年会館を建設することになり、各々すでに着工し、年度内に竣工の予定であるのは、県民としてよいことばしいことである。

貧乏子だくさんの例にもれず、六人も七人もの子供をかかえた家では、生活に窮し、男の子供たちは船に乗り、女の子供たちは子守奉公に行き、その前借金で家の急場を救うという事で、昭和二十七年、八年ごろには、長欠児童が二百人をこえたそうである。この長欠児童の解決には「関係機関の大きい努力はもたらさねばならぬ」というのが、単純で竹を割ったような気性の漁村の人も、雇主である親方も話があわかれ、案外協力も早く、一年後には、五十名くらいに減り、現在では、長欠児童はほとんどいない」とその当時中学校校長だった協賛員さんが語っていた。しかし、漁家の貧乏は解決したわけではなく、浜で働く子供たちの就職状況には、心がかりのことも多い。なかでも「いわしあみ」を引く子供たちは、学校を卒業してから夕方まで手伝う。だいたいの四月から七月までの日の長い季節であるが、ときにはそれが、夜の十時過ぎることがあるという。家に帰るときには、生きた魚をさるに「パイ」もらって帰るのが楽しみだ。また、一月、二月ごろには、「はだちあみ」の網引きにも働かされる。そして、盆と正月には、手伝いの回数によって、賃金が支払われ、それが、くらしの助けになっている。



一農外工場に働く少年者たち

だが、くらしの助けばかりでなく、技術を覚えるために、夏や、冬の休みに船に乗る子供もいる。十一月から十二月にかけて、たち魚が二、三里沖の島影に来

かりたい忙しさである。こうしたとき、かつては、山村や、小農の子供たちが、学校を休み、五、六人の集団となって、農家に雇われて行くというところもあった。それも時には、周旋人の手を通して雇われるというふうな事実もあったが、今はもうそうしたこともなくなった。現在、労働基準局に、届け出ている雇用年少労働者数は五百名程度であるが、自営で働く者の数は、かなりあると思われる。

これらの年少者のためには、働きながら、農業技術を学ぶことのできる私塾もある。また、村の青年学校でもさかんに農業技術をとり入れている。こうしたことから、農業に従事する年少者たちは、土に生きるよろこびを感じている。「今では下肥のたまりかかった堆肥を素手でわしづかみするが、それもやがて、作物の実る日を見ればいやだと思わなくなつた」と田んぼで働く少年は、日やけした顔をほころばせながら、けなげに語っていた。なんといっても、彼らの楽しみは、農休日である。この日は、ゆっくり休み、好きな絵を書いたり、本を読んだりして、その休暇生活を、有意義に過ごしている者もいる。また、青年学校などに出席して教養につとめる者もあるが、当県の場合には、これら農村に働く年少者の育成は大切な課題である。

豊かな川や、平野にめぐまれた当県の海岸線も、また、かなり長い。有明海から流れ、家庭の急場を救う犠牲者がかなりあって、その一部は、昔の遊女のように、特飲街に転落していくものもあった。現在では、中学校卒業者は、正しいルートを経て就職するようになった。四月ともなれば連日、本渡港から、黒山のような見送りの人々に送られ、音楽隊の演奏とテープの交る中を力強く関西・東京方面に旅立っていく様子は、まことに壮観である。こうして見送られる年少労働者も、見送る家族の人々も、その顔は明るく親も子も希望をいだくことができるようになった。

「波にゆられて、不知火消えりや、朝日はのぼる、有明をめる。こは天草、あは吉和支丹、かなし殉教の國」と天草の民謡にうたわれているように、こは有名人キリシタン殉教の土地である。かつては信仰のため死をもおそれなかった。この島の人々の志操のかたきは、こうして県外に就職する子供たちの血にも流れて、親の下を遠く離れても必ずよき産業人となることを期待してやまない。

工業方面に働く年少労働者は三千六百名であるが、そのほとんどは新機工業に従事している。ことに製糸工場が多いのは、台地や山のみもとに桑畑が多く、養蚕業がさかんで、製糸は早くから家内工業として行なわれていたためである。

熊本県に近く本県だ一つのゴム工場がある。ここには、女子従業員千四百名のうち年少労働者は五百名近くいる。ズ

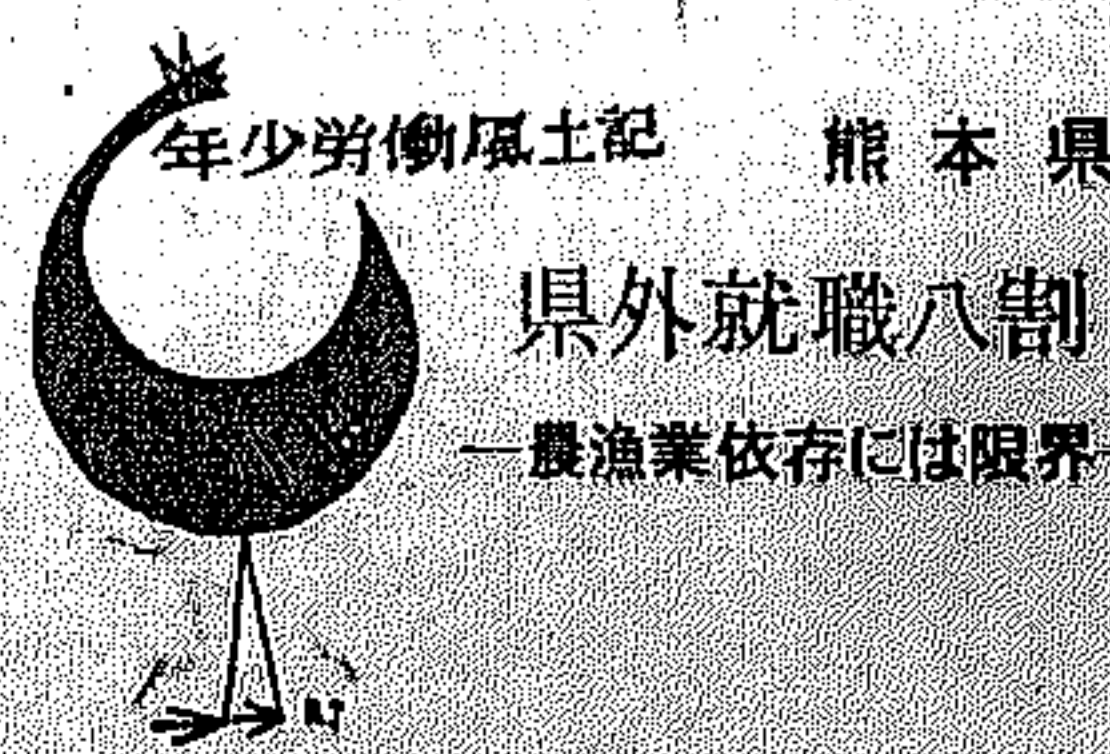
熊本県といえは「お米のおいしいところすね」といわれるほど、肥後米は、よく知られている。それは、温暖な南国で、ことに夏の暑さがきびしいという、米作りに適した気候の上に、熊本平野、八代平野・人吉盆地などの広々とした平野や、盆地に恵まれ、その中を、大きい美しい川が、蛇のようにうねりながら流れていて、まことに農業界にふさわしい恵まれた自然環境によるものである。こうした自然の中で、百九十万県民の半ば以上をしめる農家の人のためめ努力によって、肥後米をはじめ、ハダカ麦・小麦・大麦・サツマイモなどの農作物がとれ、本県の台所を豊かにしている。

現在、ずいぶん農業も機械化されて来たが、それでも、農家の毎日には忙しい。ことに農繁期ともなれば、猪の手も

かりたい忙しさである。こうしたとき、かつては、山村や、小農の子供たちが、学校を休み、五、六人の集団となって、農家に雇われて行くというところもあった。それも時には、周旋人の手を通して雇われるというふうな事実もあったが、今はもうそうしたこともなくなった。現在、労働基準局に、届け出ている雇用年少労働者数は五百名程度であるが、自営で働く者の数は、かなりあると思われる。

これらの年少者のためには、働きながら、農業技術を学ぶことのできる私塾もある。また、村の青年学校でもさかんに農業技術をとり入れている。こうしたことから、農業に従事する年少者たちは、土に生きるよろこびを感じている。「今では下肥のたまりかかった堆肥を素手でわしづかみするが、それもやがて、作物の実る日を見ればいやだと思わなくなつた」と田んぼで働く少年は、日やけした顔をほころばせながら、けなげに語っていた。なんといっても、彼らの楽しみは、農休日である。この日は、ゆっくり休み、好きな絵を書いたり、本を読んだりして、その休暇生活を、有意義に過ごしている者もいる。また、青年学校などに出席して教養につとめる者もあるが、当県の場合には、これら農村に働く年少者の育成は大切な課題である。

一豚に餌をやる少女



清水 恒子

熊本県といえは「お米のおいしいところすね」といわれるほど、肥後米は、よく知られている。それは、温暖な南国で、ことに夏の暑さがきびしいという、米作りに適した気候の上に、熊本平野、八代平野・人吉盆地などの広々とした平野や、盆地に恵まれ、その中を、大きい美しい川が、蛇のようにうねりながら流れていて、まことに農業界にふさわしい恵まれた自然環境によるものである。こうした自然の中で、百九十万県民の半ば以上をしめる農家の人のためめ努力によって、肥後米をはじめ、ハダカ麦・小麦・大麦・サツマイモなどの農作物がとれ、本県の台所を豊かにしている。



一農業に従事する年少者(いもほり)

進んでいるが、遠洋や、沖合に出漁するのはほんのわずかで、その九九・九分までは沿岸にひしめいている。こうしたことから漁村の生活はきびしいものである。ことに天草島の北、国立公園、天草の玄関に位置する大矢野島では、漁村で働く子供が多い。この島の面積は、三十一平方キロであるのに、二万一千人の人が住み、密度が七百に近く、その生活には多くの問題がある。それでも戦前は、六十隻余の発動機船が出漁団を編成して、遠く朝鮮・大連の近海や、流球方面にでかけ、二、三か月後には、大漁の旗をおしなで帰るといふ壮観な景観のよいときもあったが、戦後は、働き手を戦争で失い、あるいは船を失い、機械を売り果たして、脱落する者が多く、復旧の困難さから、昔ながらの一本づりで家計をほそぼそと維持しているような状態である。

第14回「働く年少者の保護運動」報告

北海道・東北 地方大会

若手の集い

十月十八日、前日と打って
変って上天気。この朝岩手大
学植物園の一角にある閑静な
宿では、北海道をはじめ東北
六県から集まった一〇名の受
賞者たちが、陽の昇るのとも
どかしげにとび起き、吸い込
まれるようなみちのくの秋空
に向かって思い思いの心を馳
せていた。はじめて会した十
人だが、「一夜の語りでも、も
うすっかり友だちになってしま
った。彼方に美しい空を横え
る岩手山の秀峰、小鳥のさえ
すり、雨に洗われた土の色、
ひとつとしてこの日を共に喜
ばぬものがない中を、二人、三人と連れ
だつて、早い朝の散歩を楽しむ年少者た
ちのほほは、同じように輝いていた。

授賞式は午後一時から岩手県自治会館
ホールで行なわれた。参会した年少者三
百余名、それに家族や使用者など、あま
り広くない会場は、予想以上の盛況で収
容しきれず、廊下にはあふれ出すほど。
舞台の飾りつけ一切も室の職員苦心のお
手製というだけあって、いかにも親しみ
のこる雰囲気は溢れていた。形どおり

に式は進み、大臣代理の手袋
贈り少年局長から賞状
と持ち切れないほどの賞品を
受けた受賞者一同は、満場の
拍手のうちに最前列の各自の
席に神妙に着席した。ことに、一〇歳の
菊地君（宮城県・牛乳配達）、一二歳の山
崎君（福島県・納豆売り）などが、小さ
い身体に重そうに副賞の山をかかえた姿
が、人目をひいていた。受賞者を代表し
て、秋田県助産師（事務員）が、あ
いさつに立ち、「お客さんにお茶を出せ
ば、茶皿一枚にのせて配ったり、厚紙を
裏返しに印刷してしまったり、電話の相
手の名を聞きわすれたり……」と失敗談
を語れば、会場の年少者たちも、思いあ
たる節があるときえ、いちいちうなづ
いていた。

第二部にうつり、岩手労働基準局長み
ずから出演のアマチュア奇術、年少者
に親しまれている各国の民謡を中心にし
た若手大生のマンドリン合奏、岩手県
方言を存分に織り込んだ放送劇「伸びゆ
く若葉（NHK）」の公開録音等々、盛り
沢山のエンタテインメントが無事終了したと
きは、すでに陽もかげり、夕べの風が肌
寒く吹いていた。

例年、この地区の大臣賞受賞者は、こ
の日の感激をいつまでも持ち続け、励ま
し合つて進もうと、グループを作り、文
通やノートの回覧を続けているが、今回
の十名の受賞者の間でも、そんな楽しい



今年の行事

東京婦人少年室

大臣賞授与のための大会を、新装の朝
日講堂で持ったのは十月六日であつた
が、今年は、大臣も都知事も、実物の御
出席をいただいたので、参集の年少者は
大満ちであつた。主催者側つまりわれ
われもまず、朝日講堂の極みに近い有様で
あつた。さて、この大会をはさんで種々
バラエティにとんだ（？）行事をやつた
が、その苦勞はやりきれないものであつ

二層・泉屋・中村屋・栄太郎の天下にそ
うそうたるメーカー。輸送は関東バス、
指揮引率は各地区協賛員五十名。
養老院では、田舎の祖母へ仕えるつ
もりで、理美容の年少者百五十名に御登
場願ひ、理髪・整髪・ふけとり・まさ
ーじ、さては、若かりし往時を偲んでい
ただくために、八十三歳のおばあさんに
モデルを願ひ、ふりそで文金島田の目も
まばゆい花嫁御寮をハイティーン美容師
が仕立あげ、養老院中くまなくパレード
したが、栄太郎のアメをしゃぶりなが
ら、おじいさん、おばあさん五〇〇名は
涙にむせんでいるようであつた。こんな
嬉しい慰問ははじめてと、うそとは絶対

思われぬ御礼の言葉をいただいた。
同じ理美容の年少者の別動隊は、山谷
ドヤ街を訪問、集まった百五十名の予供
たちの散髪・つめきり、そして一緒にフ
ォークダンス。この訪問には石田大臣も
参加、錦上花が加わつたという次第。早
く大きくなって床屋のお兄ちゃん、お姉
ちゃんみたいになるのだ、とは、この訪
問がドヤ街の小供達に残した大いなる遺
産というべきである。石神井学院の孤
児にも、理美容年少者はおなじサーピス
と成果。整肢療養園「光明学院」には文
房具店の年少者百名が二班に分かれて山
のようなお土産持参で訪問、不自由な手
足を動かして必死に職業訓練をうけてい
る同じ年ごろの友達にうけなげな
姿は、慰問に訪れた年少者に逆
に生きるということについて多
くの感動と教訓を与えたにちが
いない。

お休みの日のあり方が、自分
だけへのものに終始することか
ら余暇の使い方によつては、社
会につながるものとなり、病め
る人、老いたる人、孤児、貧し
き人に、不具の人たちに明るい
希望とよきこと、なぐさめと
はげましを、与えることもでき
るということ、そして与える喜
びが、与えられる喜びより大
きいものであることを知るこ
と、こんなことを参加した年少

中部・近畿 地方大会

兵庫の集い

大会は、十月十二日神戸市海員会館に
おいて聴衆約四〇〇名を集めて開催され
た。開会前に行なわれた「若者のうた」
のコーラス指導によつて会場には和やか
な空気が流れ、若さに溢れた働く年少者
の大会らしい雰囲気は終始した。

山田室長の開会あいさつの後、働く年
少者の生活文労働大臣賞が、富山県養老
院子と外十四名に、同地方賞としてま
た兵庫婦人少年室長賞、兵庫労働基準局
長賞、兵庫知事賞、神戸市長賞が小林敏
江さん外六名の該当者にそれぞれ贈られ
た後、労働大臣・労働基準局長・知事・市
長より激励と祝辞があり、つづいて、受
賞者代表のことは、兵庫県労働大臣賞受
賞者で市内は光澤菜（株）で働いてい

中国・四国 地方大会

島根の集い

中国・四国地方大会は十月二十日、松
江市の島根青年館で開かれた。天候に恵
まれ、秋意あふれる中、会場は開会
前から年少少女の顔で満ち溢れ、労働大臣
賞・地方賞の授賞式にふさわしい雰囲気
であつた。感激に限りつめた授賞者の面
々、受賞者に対する言葉を含めた参加年
少者の表情、受賞を祝福し、次代の若
者の健全な成長を寄与する賞の顔等々、こ
の大会の性格を物語っているようであつ
た。

大臣表彰にははじまり、谷野局長をはじめ、多くの方々の祝辞や激励の言葉の
後、受賞者代表の答辞で終つた第一部
は、どちらかといえば緊張した空気で進
められたが、第二部のアトラクションは、
年少者自身の器楽演奏、コーラス、この
地方に伝わるスサノオノミコトの八岐大
蛇退治の古事を模した山形神代神楽、教

新聞記者少年隊の前で配達少年たちに囲まれた石田芳村



育手品等々バラエティに富んだ出し物で、
参合者一同を笑ませた。

大会後、受賞者を囲む懇談会がもたれ、
受賞者一人一人から受賞の感想を聞くこ
とができた。年少者の物おしじないで、
はきはき話す態度、各自がそれぞれに真
面目な生活目標を抱いて働く生活に入っ
ているらしいことなどから、一様にしっ
かりしているという感じを受けたことも
に、好ましい、新しいタイプの勤労者が
育ちつつあるという印象を受けたのは私
だけではなかった。(年少労働者 宮沢)

九州地方大会

宮崎の集い

本年保護運動のトップを承って、十月
三日、九州地方大会は、約六〇〇名の年
少者や使用者一般の参集の下に宮崎教育
会館で開催された。土地がら、人からの
せいか、終始、如何にも緊張した厳粛な
受賞式であった。

この日、警察本部のブラスバンドの奏
する楽の音が大会前から既に雰囲気を一
そう盛り上げた。

労働大臣賞が一人一人に与えられる
と、その都度、吹奏楽が奏でられ、万場
の拍手が共鳴して響き渡った。この瞬間、
年少者の紅潮した面持ちには、並居る者に
も、その感激が伝わる感じである。恐ら
く、若い日のこの一瞬が、彼らの生涯の
貴重な思い出とも、将来への希望ともな
ったことであろう。



働く年少者保護大会の印象 受賞を終えて

(盛岡市) 佐藤正光

僕は病気のため一か月ちょっと事務所
を休んで大休となり、その日、始めて
出勤した日でしたが、先生が出張で不在
のため、僕がお客さんと仕事の話をし
て、いつものように電話が鳴り、さ
る六月初旬に応募した「働く年少者の生
活文」で僕が大臣賞受賞に決定したとい
う嬉しいビッグニュースでした。さてそ
れからは、もうお客さんが何を云ってい
るかチンプンカンプンで胸がドキドキ
高鳴り、ほんとうに困りました。その日
一日は病気を忘れ、うきうきした気持ち
になり、これではいけない深呼吸をして
を落着けようとした生懸命でしたが、そ
れでも駄目であつた閉口しました。よう
やく勤めを終えて家に帰り、母に話しま
した。母はなかなか本気にしてくれませ
ん。

僕は病気のため一か月ちょっと事務所
を休んで大休となり、その日、始めて
出勤した日でしたが、先生が出張で不在
のため、僕がお客さんと仕事の話をし
て、いつものように電話が鳴り、さ
る六月初旬に応募した「働く年少者の生
活文」で僕が大臣賞受賞に決定したとい
う嬉しいビッグニュースでした。さてそ
れからは、もうお客さんが何を云ってい
るかチンプンカンプンで胸がドキドキ
高鳴り、ほんとうに困りました。その日
一日は病気を忘れ、うきうきした気持ち
になり、これではいけない深呼吸をして
を落着けようとした生懸命でしたが、そ
れでも駄目であつた閉口しました。よう
やく勤めを終えて家に帰り、母に話しま
した。母はなかなか本気にしてくれませ
ん。

「小父さんばとこかしら」とさうがす程、
佐々木福祉員は控え目な、静かな、そし
て温い方。地道な活動やそのお人柄が同
じ。一方、会場に集まったこの地の年少者
たちは使用者と共に、組みになって三つ
の歌に、和気藹々の秋の一日を楽しん
だ。(年少労働者 河村)

「自分自身も自覚ではいけない
し、また英雄的に人から見られたい
という気持ちからだったと思います。」
いよいよ受賞式だということには気の
強い僕はまた胸がドキドキしだし、落着
きがなくなりました。最初の挨拶は何の
そので「岩手県佐藤正光君」と呼ばれた
とき大きな声で「はい」と返事をしよう
としましたが声が出ず、大臣代理が賞状
を読んでおられる最中は休全体がガクガ
クふるえ、まるで宙に浮いているようで
した。しかし、そのとき今までの自分の
歩んできた苦労の思い出が次々に頭に浮
かんできて感慨無量でした。賞状並びに
賞品を受けてから、どういふふうか自席
に戻ったか全然何もおぼえていません。
次々と受賞者が受賞を終えるに従ってだ
んだんと気を取り戻し、すっかり落着い
て来た頃には激励の言葉を各界の代表の
方からうけていました。

その晩、皆と一緒に受賞を受けた時の
気持ちを話し合いました。皆も大休後と
同じ心境でした。しかし、この喜びをい
にあって、年少労働者に激励と同時に一
つの信頼を与えてくれ、また働くことの
尊さを教えてくれた今回のような意味あ
る大会は、とかく労働者の中でも最低に
見られていた私達にとって、この上もな
い喜びなのです。全てが年少労働者を主
体として、数々のレクリエーションや何
事か進んでいく、これは明らかに私達の
存在が認められたものと信じています。
私のように学業を断念して社会の風に
当たっていた者は、世の中に数えきれな
い程でしょう。しかし、私がそうである
ように彼等もきつと働くという事に一種
の誇りを持っています。私はこの
大会を通して社会の方々が年少労働者に
少しでもあたたかい目をそそいで下さる
ようになったら、私達にとってそれは一
つの救いとなり、また何年後には、き
きつとその御恩をお返しすることができ
ると信じています。大会に出席し、栄
ある賞を受けて、ただ一つ、残念なことは、
この晴れの姿をみて喜んでくれる父親が
私にはいない事でした。でも母は、父親
の分まで私が喜んであげるといって、た
いそう喜んでくれました。

働くという事に生きるといふ事にも
そして、また、片親の手でも立派にやれ
るという事にも、すべての自信を、この
大会に私に与えてくれました。いつか私
はこの御恩に報いるために、自分の後輩
である年少労働者に対して出来るだけの
努力をしてあげようと思っています。

つまでも忘れぬようお互に励ましあつて
行くため、本年度受賞者だけで友情ノー
トを廻すことにし、「友誼」と名付けまし
た。ノートは岩手婦人少年室から寄贈し
ていただき、幹事長は一年交代、発案者
の僕が初代幹事長となり発足することが
全員の意向で決定しました。

その後、いろいろ話し合いましたが、
皆それぞれ希望を持って働き、その喜び
や苦しみの中に勉強している人達ばかり
でした。いろいろの話をしているうちに、
安心して働けるようにしっかりとした社
会保障(健康保険・失業保険等)と、レ
クリエーションの設備、週一回の休日
が欲しい、給料がもっと上がって欲しい、
また、農漁業の人達からは将来の希望、
青年会活動の様子等が話に出て、とうと
うほかの室から、声が響いて困るから止
めてくれと云われ、徹夜で話し合うこと
が出来ませんでした。皆はまだまだ話し
合いたがっていたのに……

翌朝四時半頃に北海道の浅木君がまだ
皆が寝ているうちに盛岡を発ち、山形・
青森と次々に帰りました。午前十一時ご
ろの汽車で帰る最後の秋田の人達を見送
りに行きましたが、なんだかこの人達と
別れたくないような気がしてたまらな
かったので、駅に頼んで「螢の光」の曲を
かけてもらいました。ベルが鳴るうちに
汽車が静かに動きだし、握手を交わしな
がら三年目にみんな場所を決めてまた
逢おうと話してあつたうちに、列車は



認められたよろこび

(都城市) 宮原夏代

ただ胸が一杯でした。私の名前が呼ば
れ、震える手で労働大臣賞を手にした瞬
間、今までの苦しみ、悲しみは遠い事
のように思われ、今はただ自分は幸福で胸
がはちきれそうだという考えしかありま
せんでした。

私達働く年少者にとって一番嬉しく、
また、生き甲斐を感じることには、自分達
の存在が世の人々に強く意識されたとい
うことだと思います。表彰式の後、私は
多くの年少労働者の前で自分の体験をつ
づいた作文を読みあげました。それは、
自分がこんなに苦労をしたのだという事
を皆に知ってもらうためではなく、同じ
ような境遇にある全国の年少労働者の方

だと思っています。

受賞式の日からまた、いつもの生活が
始まり、今朝も納豆を売ったり、牛乳配
達をしたりして、職場に出動しました。
働きながらも時々この日を思い出して、
明日を信じ、皆なも頑張っているだろう
と思ひ、僕もますます働く事に誇りと自
信を持つようと思ひました。

しかし、こうなつたのも母のおかげで
あり、また雇主を始め周囲の人達のよき
指導と厚い愛情があったからこそで、は
んと心に感謝の気持ちでいっぱいです。
(中村弁護士事務所勤務)

々に、働くという事は非常な忍耐力と苦
勞がともなうと共に、その一方、その二
倍の喜びが与えられるのだという事をわ
かってもらいたかったのです。それと同
時に雇主という立場におられる方々に
対して、私達年少労働者が何を望み、何
を欲しているかをよく理解していただい
て、働きやすい、明るい職場にしてい
ただいたかったです。

それは何も難かしは問題ではありません
。私達が最も望み、また欲しているこ
と、それは主人に対する信頼感です。世
の中では、労働基準法が定められている
今日でも、まだまだ事業主の勝手な思い
方が平然と行なわれています。そんな中

第20表 避妊の実行率の推移（%）

	第 1 回 (1950年)	第 3 回 (1955年)	第 5 回 (1959年)
総 数	19.5	33.6	42.5
農 漁 業 者	11.5	25.4	34.9
筋肉労働者		35.8	40.1
商 工 業 者	25.9	37.4	40.4
給料生活者		39.7	50.7
自由業者		41.0	—

毎日新聞社人口問題調査会「産児調節に関する
第5回世論調査」(34年4月)

第19表 実施義務者別
定期健康診断実施状況

	受 診 率	
	32年	33年
総 数	36.1%	39.2%
使 用 者	29.1	30.8
学 校 長	86.1	85.8
施設 の 長	38.7	41.1
市町村 長 (一般住民)	16.8	21.5

厚生省「厚生白書」(33, 34年版)

第21表 妻が病氣の際の夫の欠勤

	総数 3日以上床について たことのあるもの		休んだ		休ま	不明
	実数	%	計	平均日数	ない	
A(神奈川)	194	100.0%	46%	4.2%	50%	4%
B(新潟)	171	100.0	42	4.6	53	5
C(広島)	200	100.0	40	3.4	52	9
D(大分)	252	100.0	41	6.5	41	19

労働省婦人少年局「主婦の病状・出産時の経費に関する調査」(44年)

四 主簿の
病氣等の
際の静養
労働者世帯
では、家族数
が少なく主婦
の手代りがな
いので、主婦
が病氣や出産
などの際に十
分な静養をと
れないことが
少なくない。
労働省婦人
少年局「主婦

六、社会保険

あらためていうまでもなく、原則として、労働者世帯は生産手段を所有せず、労働者である世帯主の賃金、俸給によって生活を維持するものであるから、失業、疾病、災害などにより世帯主の勤労収入が得られなくなった場合に、世帯主ならびにその家族の経済生活は挫折をまねく。このような労働者世帯の弱点を補うために、各種の社会保険が大きな役わりを果たしている。

一 失業保険

昭和三十四年十二月末の一般失業保険被保険者数は労働省職業安定局調査によ

第23表 業務上災害各補償費平均支払状況

種 別	支払金額
1 日当り療養補償費	255円
〃 休業補償費	330円
1 件当り療養日数	18.3日
〃 休業日数	24.2日
〃 障害補償費	94,918円
〃 遺族葬料	565,375円
平 均 賃 金	544円
1 日当り療養費の平均賃金に対する比	46.9%

勞働省勞働基準局「労災保険事業月報」
(34年12月分)

第22表 醫療保險加入狀況

	結 数	農 家	常用勤労者世帯	日雇労働者世帯
	100% (21,310千世帯)	100% (5,177千世帯)	100% (9,870千世帯)	100% (1,234千世帯)
国保加入世帯	27.8	57.8	6.6	30.7
医療保険加入世帯	48.9	21.7	80.7	43.0
その他の世帯	23.3	20.5	12.7	26.3

厚生省「厚生行政基礎調査」(3年)

四七七、〇七七
二人（うち世
帯主数不明）
で、これはこ
の時期の總理
府統計局労働
力人口調査の
常用雇用労働
者数（公務を
除外）の六七
%である。

二 医療保険
險

労働者世帯
の医療保険加
入状況は第二
十二表に示す
とおりで、常
用労働者世帯
の二二・七%の
日雇労働者世

第16表 主婦の生活時間 (24時間=100%)

	サラリーマン (東京)	工場労働者 (神奈川)	商 家 (京都)	農 家 (和歌山)	漁 家 (岩手)
生 理 的 生活時間	10時間15分 43%	10時間19分 43%	10時間00分 42%	10時間31分 44%	10時間00分 42%
取 入 生活時間	12分 1%	42分 3%	6時間16分 26%	3時間13分 13%	3時間20分 14%
家 事 的 生活時間	9時間02分 38%	9時間14分 39%	5時間05分 21%	6時間56分 29%	7時間11分 30%
文化的社会的 生活時間	4時間31分 19%	3時間46分 16%	2時間37分 11%	3時間20分 14%	3時間28分 15%

労働省婦人少年局「主婦の自由時間に関する意識調査」(昭和34年2月)

ン・パン・コーヒーの消費状況は第十二表の通りである。

三 家事作業の合理化

前項でのべた住居や食生活の洋式化は、家庭生活の簡素化合理化をもたらす要因となっているが、水道・ガス等の普及および家庭用電化器具類の普及も、生活の合理化ひいては家事作業の軽減に役立っていると考えられる。

水道・ガスの普及状況及び家庭用器具の普及率はそれぞれ第十三表、第十四表、第十五表に示すとおりである。

主婦が家事作業についてやす時間について、
の全国的な調査資料はないが、三十四
年二月に労働省婦人少年局が「主婦の自
由時間に関する意識調査」の付帯調査と
して実施した階層別生活時間調査結果に
よれば、第十八表に示すとおり、サラリ
ーマン世帯の主婦は九時間二分、工場勤
働者世帯の主婦は九時間十四分が家事的
生活時間である。

四 文化面

社会の近代化にともなう必然的な傾向
として、教養娯楽等の文化面について

第17表 職業別、身体症候發現率 (33年月5)

(単位 名)				
症 疾 別	農家世帯	事業經營者世帯	常用労働者世帯	日雇・家内労働者世帯
健 康 者	70.6	76.9	79.5	73.6
有 症 者	29.5	23.1	20.5	26.4
貧 血	2.9	2.5	2.3	4.4
角 質 炎	9.0	3.4	3.3	6.2
孔 角 化 症	4.4	3.3	2.8	4.5
毛 孔 反 射 亢 進	11.8	10.0	9.7	10.5
け い 腸 筋 圧	6.3	5.0	4.4	5.5
浮 腫	3.3	2.8	2.4	2.7

厚生省公衆衛生局 (国民栄養の現状)

第18表 世帯業態別にみた有病率

			總數	農家世帯	事業者世帯	勤労世帯	勤労世帯	勤労世帯	勤労世帯	勤労世帯
1世帯当り平均世帯人員			4.3	6.0	4.9	3.4	3.5	3.5	3.5	3.5
1,000人対 傷病人員数	總	数	34.7	37.2	27.5	28.6	43.2	47.2	47.2	47.2
	結 核	總數	5.7	3.7	4.7	6.3	7.2	15.2	15.2	15.2
		在宅入院	4.0	2.6	3.6	4.3	4.3	11.2	11.2	11.2
		入院	1.7	1.1	1.1	1.9	2.9	3.0	3.0	3.0

厚生省統計調査部「昭和33年厚生行政基礎調査報告」

る。
 (第十
 七表)。二 結
 核の有
 病状況
 わが
 国の保
 健衛生
 状態は
 ここ數
 年來改
 善され
 戦前は
 国民病
 といわ
 れてい
 た結核
 の死亡

(9)その他各地方での運動期間中の行事
三、各地での運動実施状況
婦人少年室が中心となって、「職場の
婦人問題研究会」として、婦人労働者の
集まり及び使用者の集まりが各々持たれ

放送。
日本短波放送で、「働く婦人の福祉」
放送。

(8)NHKテレビで、「働く婦人の福祉」
放送。「働く婦人の家」、「家庭福祉制
度」についてとり上げた。(9・20)

(7)福祉運動にちなみ、観光バスのガイ
ドの生活と意見をとり上げたもの。(説
売、9・21)

(6)婦人労働者の数が十年間で二倍に増
えたこと。平均年齢や勤続年数が延びて
いること、共かせぎの割合も増えている
ことを強調しつつ、しかし、未だ安定し
ない不平等な婦人労働者の地位について
述べ、新しく就職する女性のために自覚
を促しているもの。(佐賀、いほりぎ、
信濃毎日、福井・岩手日報等、時事通信
系の新聞)

(5)男子との差を縮めるために、女性の
心構えが先決であるとするもの(日経連
タイムス)

(4)差別待遇の原因として、不熟練、短
期労働が問題であると強調するもの。
(山形・山陽新聞)

(3)男子との差を縮めるために、女性の
心構えが先決であるとするもの(日経連
タイムス)

(2)婦人労働者の数が十年間で二倍に増
えたこと。平均年齢や勤続年数が延びて
いること、共かせぎの割合も増えている
ことを強調しつつ、しかし、未だ安定し
ない不平等な婦人労働者の地位について
述べ、新しく就職する女性のために自覚
を促しているもの。(佐賀、いほりぎ、
信濃毎日、福井・岩手日報等、時事通信
系の新聞)

(1)婦人労働者の数が十年間で二倍に増
えたこと。平均年齢や勤続年数が延びて
いること、共かせぎの割合も増えている
ことを強調しつつ、しかし、未だ安定し
ない不平等な婦人労働者の地位について
述べ、新しく就職する女性のために自覚
を促しているもの。(佐賀、いほりぎ、
信濃毎日、福井・岩手日報等、時事通信
系の新聞)

(0)年とともに、女子は仕事に対して意
欲を失うので、男子との間に定年に
つき差を設けるのは、正当ではない
か。

(1)女子同士の間に、先輩が後輩に仕事
を教えるという意欲が不足。男子に
比して、先輩の指導力が非常に少な
い。

(2)生理休暇のとり方が不当な場合が多
い。

(3)生理休暇のとり方が不当な場合が多
い。

(4)過労死を確立し、かつ終業時間を早
くしたら、終業後アルバイトする人
が増えた事について。

(5)その他各地の活動で特色ある二、三の
例として、次のものがあげられる。

(1)岩手県盛岡市で、内職者の懇談会が
開かれた。

(2)同県花巻市で、労組婦人の研修会が
開かれた。

(3)青森県と青森婦人少年室との共催
で、婦人労働者の研修会が浅田温泉で開
かれた。今年初めての試みであったが、
婦人労働者六十名が参加し、成果を上げ
た。

(4)福井県今立町大滝地区で、手製製紙
従業員の座談会が婦人会主催でもたれ、
同地区が町ぐるみ製紙工業に従事してい
る事情もあって、非常に盛況であった。
(婦人労働者六十名以上出席)

既婚者が多いことから、母親が従業中
の乳児の問題が話し合われ、保育所につ

き差を設けるのは、正当ではない
か。

(1)女子同士の間に、先輩が後輩に仕事
を教えるという意欲が不足。男子に
比して、先輩の指導力が非常に少な
い。

(2)生理休暇のとり方が不当な場合が多
い。

(3)生理休暇のとり方が不当な場合が多
い。

第25表 定年年齢のきめかた(昭和33年6月調査)

計	一 律 定 年				男 女 別 定 年				職 能 別	階 層 別
	55歳	60歳	その他	小計	男55歳 女50歳	男55歳 女45歳	その他	小計		
342	245	14	9	268	28	15	13	56	11	7

定年制度の研究(日経連発行)

戦後の社会経済生活の変動は、家族の
間の扶養関係にも大きな影響を与えたとい
えよう。すなわち、老後の生活の安定
が、子供の扶養によって比較的容易に得
られ、かつ、それが当然の社会慣行とみ
なされていた戦前と比較すると、経済面
にも、意識面(第二十四表)にも、かな
り大きな変化があらわれている。
定年年齢は一律五十五歳と定めている
事業場が多いが(第二十五表)、最近、平
均寿命は男女ともに長命になっており
(第二十六表)、このようなことが労働者
の老後の生活を不安定にしていると考え
られる。

第24表 老後の生活は子供を頼りに
していると答えたものの割合(%)

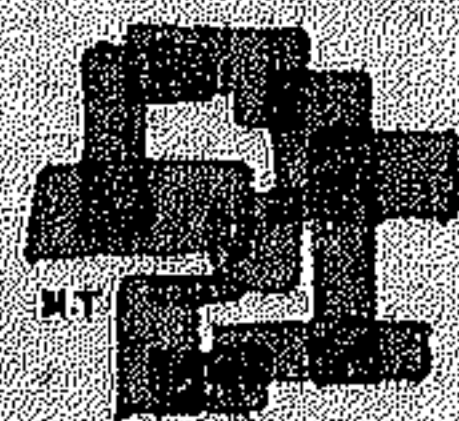
職 業	夫		妻	
	34.9	43.7	22.9	29.4
総 数	34.9	43.7	22.9	29.4
官公庁	12.4	13.4	13.4	13.4
大企業	13.4	13.4	13.4	13.4
社会事業	27.1	27.1	27.1	27.1
事務員	27.1	27.1	27.1	27.1
幹事	27.1	27.1	27.1	27.1
役員	27.1	27.1	27.1	27.1
労働者	61.8	61.8	61.8	61.8
手傭	33.7	33.7	33.7	33.7
その他	66.7	66.7	66.7	66.7
自営業	39.1	39.1	39.1	39.1

産業別調査(毎日新聞)
産業別調査(毎日新聞)

第26表 平均寿命の推移(0歳の平
均寿命)

昭和	男		女	
	46.9歳	49.6歳	46.9歳	49.6歳
10~11 (1935~1936)	46.9歳	49.6歳	46.9歳	49.6歳
22 (1947)	50.1	54.0	50.1	54.0
32 (1957)	63.2	67.6	63.2	67.6
33 (1958)	65.0	69.6	65.0	69.6

厚生省統計局(簡易生命表)



第八回

働く婦人の福祉運動

実施状況

第八回を迎えた今年度の働く婦人の福
祉運動は、「婦人の職業能力をそだてる
ために、良い職場の制度や慣行をつくる
こと」を重点目標として、去る九月十五
日から九月二十四日までの十日間にわた
って、全国各地で行なわれた。

この運動は、産業の担い手としての婦
人の母性をまもり、その地位をたかめる
ことを目標として、婦人労働者、事業場
・労働団体等の自主的な活動を促進する
とともに、広く国民の間に、働く婦人の
福祉向上についての理解と協力をうなが
すために行なわれた。本年度は働く婦人
の福祉向上のためのこの種運動は、本来
的にはあくまでも事業場内の労使が自主
的に進めなければならないものであるが、
この運動は、事業場の労使及び労働
使団体であり、婦人少年局は主催者であ
ることを明らかにして運動を展開した。

二、報道機関のとりあげ方

(1)中央新聞の社説で、始めて「働く婦
人の福祉」の問題がとりあげられた。今
年、新聞、通信社、地方紙、ラジオ、テレ
ビにとりあげられたこれらの報道の特色
を挙げる。

(2)働く人口の三分の一が女性であるの
に、平均収入は男子の四三%にしか過ぎ
ない実情を訴えるもの(朝日、9・10)

(3)未だ差別待遇が解消しない実情につ
いて述べ、母性保護について労働協約や就
業規則の中ではきり規定を定める必要
を訴えるもの(毎日新聞、9・15)

一、準備期間(八月十五日から九月十
四日)までにおける関係機関への協
力依頼

つき差を設けるのは、正当ではない
か。

(1)女子同士の間に、先輩が後輩に仕事
を教えるという意欲が不足。男子に
比して、先輩の指導力が非常に少な
い。

(2)生理休暇のとり方が不当な場合が多
い。

(3)生理休暇のとり方が不当な場合が多
い。

(4)過労死を確立し、かつ終業時間を早
くしたら、終業後アルバイトする人
が増えた事について。

(5)その他各地の活動で特色ある二、三の
例として、次のものがあげられる。

(1)岩手県盛岡市で、内職者の懇談会が
開かれた。

(2)同県花巻市で、労組婦人の研修会が
開かれた。

(3)青森県と青森婦人少年室との共催
で、婦人労働者の研修会が浅田温泉で開
かれた。今年初めての試みであったが、
婦人労働者六十名が参加し、成果を上げ
た。

(4)福井県今立町大滝地区で、手製製紙
従業員の座談会が婦人会主催でもたれ、
同地区が町ぐるみ製紙工業に従事してい
る事情もあって、非常に盛況であった。
(婦人労働者六十名以上出席)

既婚者が多いことから、母親が従業中
の乳児の問題が話し合われ、保育所につ

き差を設けるのは、正当ではない
か。

(1)女子同士の間に、先輩が後輩に仕事
を教えるという意欲が不足。男子に
比して、先輩の指導力が非常に少な
い。

(2)生理休暇のとり方が不当な場合が多
い。

(3)生理休暇のとり方が不当な場合が多
い。

(4)過労死を確立し、かつ終業時間を早
くしたら、終業後アルバイトする人
が増えた事について。

(5)その他各地の活動で特色ある二、三の
例として、次のものがあげられる。



年少労働の現状②

五、年少労働者の保護状況

(1)年少労働者に関する労働基準法違反状況

労働基準法は年少者を特に保護し、労働時間、休日の

みならず、その従事する業務、最低年齢、深夜業務等についても特別の規定をうけている。

昭和三四年度の労働基準法に基づく監督業務実施状況によれば、定期監督実施事業場一二三、一三二のうち違反のあった事業場は七五、四五四で、事項別では危害の防止(安全)、労働時間(男子)労働時間(男子)お

第3表 定期監督実施状況

事項	監督実施事業場数	労働時間(年少者)	休日(年少者)	就業制限(危険有害)	最低年齢	深夜業務	坑内労働	内働
業種計	123,132	9,547	5,404	627	184	1,116	32	
工業	81,018	8,614	4,582	440	49	970	21	
鉱山	3,580	88	65	37	2	17	11	
土木	20,865	250	191	96	4	27	1	
交通	4,652	208	188	6	—	55	—	
貨物取扱	2,907	65	44	12	—	1	—	
農業	1,795	—	—	2	—	—	—	
畜産	92	—	—	—	—	—	—	
商業	2,359	177	233	3	126	24	—	
金融	1,121	5	3	1	—	1	—	
映画	217	7	9	11	—	3	—	
通信	43	3	3	—	—	—	—	
教育	62	—	1	—	—	—	—	
保健	2,771	81	77	16	—	1	—	
接客	1,411	45	54	2	—	1	—	
娯楽	15	—	—	—	—	—	—	
清掃	5	—	—	—	—	—	—	
官公庁	219	4	—	1	—	—	—	

よび女子)健康診断、割増賃金等に関するものが比較的多くなっている。

年少者関係では、労働時間九、五四七事業場、休日五、四〇四事業場、深夜業務一、一六六事業場、最低年齢一八四事業

場で違反が行なわれ、監督事業場数に対する比率からみると、工業・商業に違反事業場が多く、最低年齢違反事業場一八四のうち一六六(六八・五%)は商業となっている(第三表)。

また事業場に労働基準法違反の事実があるとして行政機関、または労働基準監督官に労働者より申告された事業場は三一、三六三であるが、年少者関係では労働時間一、一八三、休日五一五、深夜業務二七六が主なもので、一〇人九人九人の規模の事業場が最も多く、ついで一人九人の規模の事業場に多く、また業種別には工業や商業に多くみられる。

(2)年少労働者の労働災害

昭和三四年度における労働災害は、死亡五、八九五、休業八日以上の四、二二二件で昭和二年以来の最高件数を示しているが、このうち年少者は死二、六六、および休日八日以上四、四〇で、製造業が最も多く、ついで建設業・貨物取扱業の順となっている。労働者が業務上の災害をうける場合、その従事している産業や職種によってその発生状況にかなりの相違がみられるが、また同時に事業場規模の大小にも大きく影響される。いま昭和二七年以降の労働災害発生率を規模別にみると、規模五〇人以上では二七年二六・三九から三四年七・二五と大きく減少し、一〇人九人九人でも二六・

第4表 規模別災害発生率(1)格差

度数率	(A) 500人以上	(B) 100人~499人	(C) 10人~99人	(D) 1~9人
27年	26.39	26.92	102.0	
28年	19.97	24.07	120.5	
29年	16.59	21.83	131.6	
30年	13.70	18.78	137.1	
31年	12.77	18.05	141.3	
32年	11.39	17.75	155.8	
33年	8.36	14.93	178.8	
34年	7.25	14.26	196.7	

労働省毎月労働災害統計
注(1)度数率=労働災害発生件数×1,000,000
総実労働時間数

婦人と年少者

二男となっている。また、昭和三三・三五年月に実施した「物品販売業における年少労働者調査」によれば、拘束時間九時間以下の事業場は二三・一%にすぎず、一二時間をこえるものが一三・八%あり、一方年少者の手取賃金は四・六三一円、住込みで二・八九六円で、このため問屋・商店等への就職希望者が少なくなくなり、中学卒業生数の激減ともあいまって求人難の現象があらわれはじめた。

そこで労働条件改善の一環として週休制がとりあげられ、労働省は昭和三四年には「全産業週休制の確立」を行政の重点事項として推進した。特に準工業的企業の週休制実施状況をみると、昭和三五年三月末現在の全産業団体数は九、五五三、事業場数五七六六、労働者数は一四二万一千名となっており、同三四年三月末現在における実施状況より同業組合数三、八三七、事業場数では一六万七、九五六、労働者数では四万五千七人の増加で、業種別には問屋・小売業・美理容業・料理飲食旅館・クリーニング・浴場等などでも実施されている実情である。

商業・接客業・娯楽には約二万人の年少労働者が働いており、これは年少労働者総数の約二割強を占めているので、週休制がこれらの業種に働く年少者に与える影響は少なくないものと考えられ、さらに、週休制にともない年少労働者の余暇の善用、あるいは働く年少者の福祉

施設の設置などが今後の問題として強くのぞまれるところである。

六、年少労働者と福祉

(1)福祉施設の設置状況

年少労働者の余暇生活の健全指導については各種の企画、対策が立てられ、関係行政機関はもとより、商店街、中小企業団体等において実施されているが、福祉活動を行なううえに特に問題となるのは会場その他の施設である。

福祉施設は大企業においては比較的完備されているが、中小企業においては概して貧弱で、最近その必要性が各方面で強く考えられはじめ、特に年少労働者の健全育成のために欠くことのできぬものであることが次第に認識されてきた。そして地方公共団体、あるいは地域の業者団体がこれらの施設を設置しようとする傾向がみられ、すでに具体的な成果をあげているものもみられる実情である。

既設置のものとしては労働青年ホームがあり、現在大阪二か所愛知一か所が県または市に対して三分の一の額を補助して建設したもので、中小企業に働く年少者の教養、レクリエーション等の余暇善用のための施設で講堂・会議室・図書室・運動用具・食堂等をそなえている。また出身県が年少労働者のために経営している寄宿舎、一時宿泊所等は東京に五か所四県、大阪に九か所九県に設置さ

れ、一方社会教育施設として「青少年の家」は、全国五六か所設置され、ユースホステルは健全な旅行活動のために全国一八か所に設置されており、さらに健康保険保養所は全国七一か所におかれている。

(2)福祉増進の状況

年少労働者の福祉増進は職場と私生活の全般にわたり、多くの面をもっているが、なかでもその余暇の善用は今日各方面から非常に要望されている。そのためつぎのような休日・余暇を有意義に利用する動きが週休制をめぐって起きた。

○商業講習会・教養講座(生花・読書・映画・和洋裁・茶道・コーラス等)等の実施

○運動会・野球大会・バス旅行・商店街見学会・ピクニック・サイクリング・海水浴の会・慰安会その他レクリエーションの実施

労働条件の改善、仕事の能率向上をはかることが熱心に考えられはじめ、事業主および主婦の積極的な研究が自主的に行なわれている。

○新入店員の福祉問題研究会、年少者の労働条件向上のための懇談会、働く年少者と雇用主との懇談会等の事業主の研修

○商店主婦のゼミナール、中卒者を雇う商店主婦の講座等の開催による主婦の研修

○働く年少者のグループ活動の育成

本来年少労働者はその発達過程からみても親しい友達を必要とする年代であるが、グループ活動を通じて職場生活のみでは得られない多くのものを体得してゆくので、その活動の健全な育成指導がのぞまれる。

○新入店員歓迎会、茶話会・年少従業員を集い、青少年映画のつどい・年少店員の声を聞く会等の開催

○事業主および主婦の研修の実施

社会にはじめて第一歩を踏み出したばかりの年少労働者は年齢差・考え方の相違、身体未成熟等の特殊性のため、その扱い方の良否、職場環境のよしあしが直ちに仕事の上に影響をあたえるので、年少労働者の扱い方、指導の仕方をも十分に研究し、合理的な労務管理をおこなない、

(3)年少労働者福祉員の活動状況

最近中小企業における求人難、高い離職率をいよめるために、事業主側において年少労働者の福祉の増進が図られるようになってきたが、このような自主的な福祉増進の動きを更に育成促進するために、労働省婦人少年局では昭和三十三年五月に「年少労働者福祉員」を都市地域の問屋連盟、商店連合会等の中小企業団体や同業種の企業の密着している生産地の中小企業組合に設置して、福祉活動の中心となつて推進役をつとめてもらうこととした。昭和三十三年十月一日現在四、一八八名の設置がみられ、年少労働者のために中小企業団体の内部で積極的な福祉活動をする、種々の成果をあげている。

七、義務教育課程における長欠就労児童の保護

(1)長欠児童の概況
文部省が行なっている長期欠席児童生徒調査(学年始めから翌年三月までの間に連続または断続して五〇日以上学校を欠席した児童生徒を対象)によると、昭和三十三年度の長欠児童数は、小学校九二、二七六名、中学校八九、九一五名を数え、全児童生徒のうち長期欠席者の占める割合(長欠率)は小学校で〇・七〇%、中学校で一・八〇%となつており、特に中学校の方が在籍児童生徒数に比して長期欠席者が多く、欠席率もほぼ二・六倍近くの高率を示している。しかし小学校、

第5表 小学校・中学校児童・生徒の年別長期欠席率(%) (昭和27~33年度)

区分	小学校			中学校		
	平均	男	女	平均	男	女
昭和27	1.43	1.39	1.47	3.75	3.65	3.85
28	1.18	1.16	1.20	3.17	3.11	3.23
29	1.04	1.04	1.05	2.84	2.79	2.90
30	0.94	0.95	0.93	2.57	2.52	2.63
31	0.89	0.89	0.88	2.25	2.20	2.30
32	0.82	0.83	0.80	2.16	2.14	2.15
33	0.70	0.71	0.68	1.80	1.80	1.79

(注)長欠率とは在学者(学校基本調査による)に対する長期欠席者の割合をいう。

一 文部省「長期欠席児童調査」33年度一

中学校とも毎年漸次減少の傾向がみられる。

長欠率が特に高いのは、小学校では徳島(一・一九%)、千葉県(一・〇七%)、岩手(一・〇六%)、中学校では青森(三・九〇%)、奈良(三・六七%)、岩手(三・三二%)などの各県で、一方とくに長欠率の低いのは長野(小〇・二七%、中〇・四二%)、新潟(小〇・三二%、中〇・四四%)、富山(小〇・三四%、中〇・五六%)などで、一般に日本海側より太平洋岸の各県の方が長欠率が高くなつてい

で全長欠者の二五・八%が「貧困」にもとづく欠席者は小学校六、二九七名、六・九%、中学校一五、六八六名、一・八・八%となつており、このうち、教育扶助や生活扶助を受けているものは案外少なく、小学校で六二・四%、中学校で四五・二%となつてゐる。また以上の調査により、長期欠席者の欠席中の状況を見ると、家庭の貧困、家庭の無理解、学校きらいのものなど、が事業場に働き、または家業(事)の手伝いをしてゐると思はれるが、その割合は小学校では長期欠席者のうち四人に一人、中学校では二人に一人が家事や、家業の手伝い、単純な労働に従事していることになる。

従事している仕事の種類をみると、小学校では留守番、守り、看護等家事の手伝いをしてゐたものが七四・四%、その他、農耕、養蚕、畜産、伐木、炭焼等に従事している。また中学校では五二・七%にあたるものが家事の手伝い、二〇・六%が単純な労働作業に従事し、また物品の製造加工・修理作業に従事しているものが八・二%、物品の販売をしてゐたものが四・七%の順となつてゐる。年少労働者の使用は原則として禁止されているのでその数は漸次減少しているが、三十三年度には小学校ではその一・五%、中学校ではその六・八%が事業場に勤務していることは大きな問題といえよう。

八、年少労働者と犯罪

(1)少年犯罪の概況
昭和二十一年から昭和三十三年までの刑法犯少年被疑者の検挙状況は昭和二十一年の指数八六から三十二年八〇に低下した以外は、毎年増加の傾向を示し、昭和二十六年には最高の一一六となつてゐる。昭和二十七年以降二十九年までをみると二十七年に急

減して九九、二八年には八五、二九年八二と減少し、昭和二十九年には戦後十四年間のうち第一三位という低い指数を示している。

ついで昭和三十三年には指数八四に上昇し、再び傾向は逆転して増加を示し、昭和三十三年には一〇八、三四年には一二二という戦後最高の指数をしめしている。

昭和三十四年の少年刑法犯検挙人員数は一三九、六一八人で、その罪種では窃盗(四六・一%)が最も多く、ついで粗暴犯二九・二%、凶悪犯五・五%、その他となつてゐる。

これらの被疑者のうち四八・〇%にあたる六六、五五七人が職業についており、職業別には労働者が最も多く、三八・一三人、ついで商店等の従業員一九、〇〇〇人、勤人又は自由業は五、〇〇〇人となつてゐる。この有職の少年被疑者の罪種をみると、無職者に比べて窃盗が少なく、粗暴犯、凶悪犯がや多くなつてゐる。

少年被疑者は全刑法犯被疑者五五七、〇七三人の二五%にあたるが、包括罪種別に少年の占める割合の高いものからみると、凶悪犯はその四二・八%、窃盗三五・四%、粗暴犯二二・四%、風俗犯一〇・九%となつてゐる。いま少年被疑者の全刑法犯検挙人員に占める割合の推移をみると、昭和一九、三〇年に一七%だったものが三一年には一九%、三二年には二二%、三四年には二五%となり、六

か年間の最高を示している。

(2)自殺・家出の状況

昭和三十四年度の自殺者を警察庁の資料によつてみると、総数は三、五五九人で男子はそのうち一八、四三三人、女子一三、一三七人となつており、このうち二〇年未満のものは、四、二六二人となつてゐる。これらの自殺の原因をみると、男女ともに最も多いのは「厭世によるもの」で、これについて「将来のこと」を苦慮して「が多く、つぎには「失恋によるもの」というのが目立っている。

(3)家出の状況

一方少年をふくめた家出人の捜索願出、保護の状況を見ると、年を追つて上昇の傾向を示し、昭和三十四年中に警察庁が受理した家出人捜索願は一、四五七人(少年四二%、成人五八%)となつており、保護した家出人総数は一八、四一八人(少年八二%、成人一八%)で捜索願出の少年の割合は三〇年以來増加の一途をたどりそのなりゆきが懸念され、また家出少年で保護されたものは成人の七倍にも達している。更に家出の原因を保護した少年についてみると最も多いのは就(転)職目的で二三・一%にあたり、これについて都会憧憬、正業忌避、父兄等の叱責、放浪癖、家庭不和などの順となつてゐる。

婦人界のうごき

(九月十一日~十月十日)

十三日(十四日) 総評では、第三回全国婦人代表者会議を自治労会館において開催し、地評・単連なども婦人代表者八五名がこれに参加した。大会では本年度の活動目標として、①賃上げ、②同一労働同一賃金の実現、③合理化政策反対、婦人の権利と職場の確保、④婦人組織の確立強化などを決定した。

二十日 消費者行政についての研究懇談会が生産性本部の主催で参議院会館において開催され、経済企画庁、通産省、労働省(婦人少年局婦人課)など関係官庁係官と地婦連、主婦連、友の会など三婦人団体の代表三三名が出席した。懇談会では各官庁から本年度の消費者行政について説明のあと話し合いが行なわれ、婦人団体側から、①関係官庁間の消費者行政の連絡調整、②消費者の苦情処理の窓口の確立などの要望があった。

二十八日(二十九日) 全国漁協婦人部連絡協議会は、日本青年館において、第四回全国漁協婦人大会を開催し、代表者二三名が参加して「漁協婦人部の仕事」「生活改善の進め方」「予算生活の推進」などのテーマについて討議した。なお役員改選の結果、同協議会委員長には池田りう氏が再選された。

二十九日(十月七日) 第四回全国国議会同盟会議は、四八か国から三七二名の議員代表が参加して国会議事堂で開催され、軍縮問題、アジアにおける議会制民主主義の問題などについて討議が行なわれたが、同会議に参加した婦人議員一九名(日本からは山下春江、戸叶里子の両氏が参加)の間で「世界婦人議員会議」の開催が決定され、今後列国議会同盟会議開催時に同会議に参加した婦人議員の会議を開催することを申し合わせた。

(十月)

一日 東京都民生局では、働く母親が安心して子供を預けられるよう家庭福祉員制度の設置を決定し準備を進めて来たが一〇月一日から発足した。この制度は、昼間世帯をする人のいない生後五週間から小学校三年迄の働く婦人の子供を家庭で有料で預かる制度で、委託希望者は居住地の福祉事務所を通じて福祉員を紹介される。なお福祉員は医師・保健婦・教員などの資格が必要とされ、現在一〇九名の福祉員が決定してゐる。

一日 売春対策審議会委員が発令され、吉原通商氏は一三氏が委員に任命された。

一日 国民年金法に基づく拠出国民年金の加入者受付が一日から開始されたが、総評・日本母親連絡会・婦人民主

以下30ページ以下見(中略)



未亡人等の職業に関する相談業務について

〔昭和三十三年九月二十六日付〕
〔各婦人少年室長あて婦人少年局長通達〕

未亡人等の職業対策については、かねてより婦人少年問題審議会において審議中ですが、今回その一環として従来もケース的に扱われていた婦人少年室協働員を窓口とする婦人少年室の標記相談業務の整備強化をはかることになりました。協働員の具体的な職業に関する相談業務については、その取扱要領を追って送付しますが、当面各婦人少年室においては下記により業務をすすめて下さい。

1. 「未亡人等の職業に関する相談業務」の主旨
未亡人等の多くは、子女の養育者として、また家計の責任者として重い任務を背負っており、就職の必要性が高いにもかかわらず、職業についての知識経験に乏しく、年齢の高いこと、子供をかかえていること等のため、一般と同列に就職することは、きわめて困難な状況にある。そこでこれら未亡人等の特性に応じた職業に関する相談指導を行なうことにより、その就職促進を援助しようとするものである。

2. 婦人少年室が行なう未亡人等の職業に関する相談業務
(1) 婦人少年室が実施する事項
(a) 婦人少年室協働員に対して「未亡人等の職業に関する相談業務の取扱要領」により業務指導を行なうこと。
(b) 別途送付予定の上記要領にもとづき協働員総会または連絡会議等を利用して説明指導を行ない、その周知徹底をはかる。
(c) 常に協働員との連絡を密にし業務に対する指導、協働員間の連絡調整を行なうとともにその業務状況の把握につとめる。
(2) 関係行政機関、民間機関との連絡調整を行なうこと。

整を行なうこと。
(4) 中央関係機関との連絡会議の開催
招請範囲の例
・ 県職業安定主務課長、県失業対策主務課長、県職業訓練主務課長、県母子福祉主務課長、県社会福祉主務課長、未亡人団体、社会福祉団体、その他必要と認められる機関、団体。
・ 婦人少年室が行なう本業務についての主旨の説明と協力依頼（県下各出先機関への連絡を含む）を行なう情報ならびに資料の交換。
・ その他
(5) 関係機関との常時の連絡調整
・ 協働員が行なう相談業務を援助する必要がある場合、室が中央、地区関係機関と連絡調整を行なう。
・ 就職機会拡大のための情報交換・資料の交換
・ その他
(3) 使用者、未亡人団体一般に対し啓蒙宣伝を行なう
・ 協働員が行なう未亡人等の職業に関する相談業務及びその他未亡人等の職業問題に関し広く理解、協力を深めるために報道機関等を利用して周知啓蒙を行なう。
・ 事業場訪問調査または、各種会合等の機会を利用して、事業主ならびに関係団体に対し未亡人等に適した新しい職種の開拓をはかるために未亡人等の長所について啓蒙宣伝を行なう。
(4) 各都道府県下における未亡人等の職業関係資料を常時整理しておくこと。
例えは
・ 各関係機関の未亡人等への職業対策状況
・ 未亡人等の職業に関する問題
・ 未亡人等の数、就業数、雇用者数、就業希望者数等。
・ 未亡人等の多く就いている職業、職業
・ 職業訓練所への入所状況
・ 未亡人団体に関すること
・ その他未亡人等の職業に関することと。

働く婦人が知っておきたい法律問題

働く婦人の知っておきたい法律問題 ①
看護婦と労働基準法

昔から「医は仁術」と云われていた。人間の生死に直接かかわりをもった職業として、医師の中には、自分の肉体を種痘の実験台に提供したジェンナーや、新平家物語の中の阿倍麻呂先生のように、庶民のために自らを捧げた沢山の人がいました。これらの人々の人類愛にみちたエピソードも少なくありません。

現在健康保険制度が普及して、医師の博愛心にまかなくとも、だれでも医師の治療を受けられるし、医師は身銭をきってまで貧乏人のために働く必要はありません。それでも医師が尊い人命をあずかる職業である点に変わりなく、急病人が病院の門をたたけば、それが夜中であろうと、診療を拒否することは出来ません。このことは医師のみではなく、看護婦にも同様のことがいえます。

しかし、一方では、病院も一つの事業ですから、そこに働く労働者については、他の事業所で働いている人々と同様に、労働条件の最低基準をやらねばなりません。労働基準法は、この二つの要請について調整をした上で、病院に働く労働者の保護をはかっているのです。
第一に、労働時間については、労働基準法の原則では、第三十二条で一般の労働者は一日八時間、一週四十八時間を超

え労働させてはならないことになっていますが、病院の場合には、第四〇条によつて公衆の不便を避けるために必要であるという理由から、一日九時間、一週五十四時間まで労働させてもよいという特例が適用になります。
また、変型労働時間については、就業規則その他によつて四週間を平均して一週間に五十四時間を超えない定めをした場合に限り、特定の日に九時間を超えて特定の週に五十四時間を超えて労働させてもよいことになっています。この場合でも、旅館・飲食店等にあつては一日について十一時間を超えて労働させてはなりません。が、病院の場合には、特定の日に十一時間を超えて労働させることが認められております。

時間外労働については、一日について二時間、一週について六時間、一年について百五十時間以内という制限があり、休日労働が禁止されていることは一般の場合と変わりありません。但し、この場合の時間外労働とは、九時間を超えて労働する場合に始めて時間外労働として割増賃金支給の対象となるという点に注意しなければなりません。
以上を通じて、十八歳未満の青少年には特例の適用がありませんので、労働時間については一日八時間、一週四十八時間の原則が守られ、時間外労働は一切認められておりません。

休息については法第三十四条によつて、通常は、労働時間が六時間を超える場合は四十五分以上、八時間を超える場合は一時間以上を労働時間の途中に、一せいに与えなければならないとされていますが、この原則についても、公衆の不便を避けるために必要であるという理由によつて、特例が認められ、休息を一斉に与えなくともよいことになっています。
深夜業（午後十時以降午前五時までの時間に行なわれる労働）は、労働基準法第六十二条で一般に女子と青少年については禁止されていますが、病院の場合には、特例として、女子でも青少年でも深夜業が許されています。これに関連して、宿直についても一般には、女子は深夜業が禁止されている関係で、宿直も許されませんが、病院の場合は、医療法第十六条によつて宿直を置かなければならなくなっており、病院で働く女子と青少年には、深夜業が許されているので、医師・看護婦については、監督署の許可をえて宿直勤務につかせることができるわけです。
宿直が許可になる条件は
1 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること
2 夜間に従事する業務は、一般の宿直業務以外には、病室の定時巡回、異常患者の医師への報告あるいは少数の要

注意患者の定時検脈、検温等特殊の措置を必要としない程度のもので、又は短時間の業務に限ること
3 夜間に充分睡眠がとれること
4 そのほか、一般の宿直の許可の際の条件を満たしていること
の四つですが、この場合でも、医師・看護婦等の宿直勤務については、それが雇間の通常の労働の継続延長である場合に許可にならないのは、一般の宿直の場合と変りはありません。
大体以上が看護婦の労働条件についてのあらましですが、最後に、個人開業の医院等で、住み込みで、見習看護婦として働きながら、かたわら家事の手伝に従事するような場合もあります。この場合、労働時間・休憩時間その他の労働条件について一応の定めがなされているので、事業主から家事の手伝を命ぜられることによって、実際の労働時間は一定せず、休憩時間も自由に利用できないという結果が往々にして起こりますので、事業主にはこのようなことがないように十分の配慮が必要だと思えます。
医は仁術なりということは今も変わりありません。しかし、そこに働く人々に不当な犠牲を強いるものであってはならないのはもちろんです。

女子の就業者数と完全失業者数 (1960年6月)

業 別	女子	男子	男女計	女子割合	女子割合率の比較
総 数	万人 1,904	万人 2,695	41.4	%	万人 + 12
自 営 業 者	277	837	24.9		- 1
家 族 従 業 者	931	346	72.9		- 52
雇 用 者	694	1,510	31.5	100.0	+ 64
農 林 業	44	41	58.7	6.3	+ 7
漁 業、水産養殖業	* 2	15	11.8	0.3	± 0
鉱 業	* 4	42	8.7	0.6	- 3
建 設 業	24	135	15.1	3.5	+ 2
製 造 業	252	528	32.3	36.3	+ 45
卸売、小売、金融、 保険、不動産業	145	247	37.0	20.9	- 3
運輸通信、電気ガス 水道業	29	206	12.3	4.2	+ 2
サ ー ビ ス 業 務	173	191	47.5	24.9	+ 9
公 務	21	106	16.5	3.0	+ 4
完 全 失 業 者	18	23	43.9		- 5

一人一か月平均現金給与総額 (1960年6月)

業 別	女子	男子	男子に対する女子の割合
総 数	円 14,736	円 35,685	41.3
鉱 業	12,061	27,114	44.5
建 設 業	12,845	29,296	43.8
製 造 業	12,817	33,663	38.1
卸 売 業	14,230	35,175	40.5
金 融 業	24,623	54,655	45.1
不 動 産 業	21,521	56,084	38.4
運輸通信業	21,792	39,051	55.8
電気、ガス、 水 道 業	41,074	68,396	60.1

「註」1) * 印の数字は特に誤差率が大いから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの
万位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその
内訳の合計に必ずしも一致しない。 — 総務府統計局労働力調査 —

一労働省労働統計調査部
毎月労働統計調査 —

婦人少年局ニュース

○労働者家族消費生活セミナー開催
婦人課では、労働者家族福祉運動の行
事として、本省主催の標記セミナーを、
十月二十八日(一〇時〜一六時)福岡市の
福岡県母子会館において開催した。
○皇居園遊会に四氏を御招待
本年も例年とおり十一月四日は皇居に
おいて園遊会が開催されたが、婦人少年局
関係では、次の方々が招待をうけ出席さ
れた。
那須宗一(婦人少年問題審議会委員)
石垣美根(次城婦人少年室協働員)
白鳥寿恵(千葉婦人少年室協働員)
美原ゆき(群馬婦人少年室協働員)

二〇二〇年になりましたか

○年少労働の現状 (昭和三十五年)
—— パンフレット ——
(婦人課関係)
○労働者家族の現状
—— 一般資料第四十八号 ——
○労働者家族の現状について
○事業内ホームヘルプ制度運営関係資料
—— 参考資料第六十二号 ——

編集室より

本号をもちまして、本年の最終号を皆
さまにお送りすることになりました。本
誌も来年は第九巻を迎えます。どうぞ来
年もまた、皆さまの御協力をお願いいた
します。(熱田)

原稿募集

「婦人と年少者」は全国に広く取材して
編集したいと思っております。各地の婦人
少年室を始め、婦人と年少者に関係ある
諸機関の活動状況や実情についてのレポ
ートをお待ちしています。

- 一、内 容
○婦人少年室その他の関係機関の活動
○婦人少年室協働員のレポート
○年少労働者福祉員のレポート
○地方で起った婦人と年少者に関する
諸問題(いずれもなるべく具体的に)
一、分 量 四百字結五枚以内
(但しまとまった研究物はこの限り
ではありません)
- 一、必ず原稿用紙を用いること
- 一、締 切 毎月五日
- 一、掲載の分には謝辞を呈します
- 一、送り先 本会編集室

婦人と年少者

昭和三十五年十一月一日 印刷
昭和三十五年十二月五日 発行
定価 五十円 通巻八十五号
編集人 久米 愛子
発行人 平林 たい子
印刷人 網 野 栄
東京都千代田区神田一ツ橋二ノ一
(日本職業指導協会内)

発行所 婦人少年協会

電話九段(三)九五九七
四八七
原稿口東京一〇七九

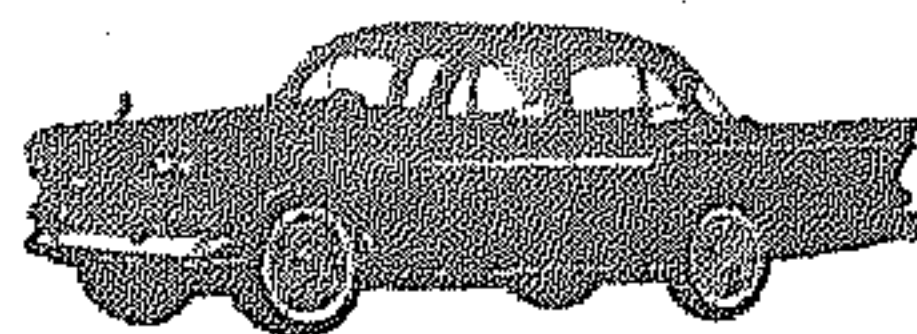
戦後における婦人問題文献目録(31) (*印は単行本)

(1) 書 名	著 者	発行所	巻 号	発行年	(2) 書 名	著 者	発行所	巻 号	発行年
Ⅳ 社会と婦人	3. 社会生活に関するもの				日本女性の国際性と売笑性	神崎 清 改造 (33-10)	52		
d. 売春問題——つづき					——パンパンをめぐる民族感情について——	ルポルタージュ、ヨコスカ	婦人公論(11月号)		
解放から更生へ	加藤 道夫 世界の動き (5-6)	50			風俗営業取締法雑考——1——	山内一夫 警察研究 (23-11)			
——中央、夜の女を再教育——					敗戦後に於ける社会的病理	佐藤 賢 学会雑誌 (4)			
誰が彼女たちを笑えるか	南 博 毎日新聞 (6-27)				現象と社会学的考察				
——夜の女の生活報告——					売笑婦対策とその取締につ	宮城 嘉治 警察時報 (7-10)			
北京の娼妓解放	小林 昌 中国研究 (13)				いて				
新芸者論	藤 豊吉 文芸春秋 (28-8)				*売春取締関係資料集	法務省検閲局 同左			
パンパンの語源に就て	斎藤 功太郎 資料屋 (17-1)				——全国における売春取締関係の施行状況——				
ハートの街へ資本の進出	伊藤 隆平 中央公論 (65-12)				附: 違反事件統計				
——街の社会学——					*売春及び人身売買関係主要	法務省検閲局 同左			
*売春関係資料	労働省婦人少年局				国立法例 その1				
(婦人一般資料)					*売春対策の歴史	労働省婦人少年局 (婦人、海外資料1)			
芸者の哲学	思想の科学 中央公論 (66-2)				(アメリカ社会衛生協会)				
——庶民の哲学(1)——					*各国における売春対策				
東雲のストライキ	大宅 壮一 日本評論 (26-3)				*何ゆえの紅い灯か				
あられ芸者	藤 豊吉 改造 (32-3)				——本国における娼妓的売春への反駁——				
売春等取締条件について	黒羽 重蔵 法律のひろば (4-3)				*売春に関する資料				
特放街追放闘争記	神崎 清 毎日新聞 (6-2)				——売春関係年表と文獻目録——				
——船上作戦の記録——					*売春問題について				
戦後日本売春地図					*売春に関する法令				
税金と吉原の生息——はじめて	フレイヤス、イシヤス (5-19)				*売春関係判例集				
公開された娼家の経営收支一覽表——					*売春問題の対策について				
吉原の遊び	三田村 喜久 日本及日本人 (2-4)				——婦人少年問題審議会婦人問題部会記録——				
——江戸の風俗、6——					——街娼の告白	平林 たい子 婦人公論 (6月号)	53		
日本の売春婦	レイナード、日、フレイ 改造 (32-11)				売笑婦のない世界を	植村 謙 ()			
外国人とニホンズメ					売笑婦となわむれる男	神崎 清 ()			
——新日本の真面——					国策にされた集団売春	中央公論 (38-5)			
ちかごろ芸者繁昌記	田村 西男 文芸春秋 (23-14)				*夜の基地				
男娼、陰間、相公	瀧川 政次郎 日本及日本人 (3-1)				もっと誇りを	神崎 清、植 村 謙 婦人公論 (9月号)			
自由の濫用と法の不備	池口 次郎 自由と正義 (20-4)				——娼妓と真性の虚構について——				
女生徒の娼婦と洋娼対策	荒尾 秀雄 婦人公論 (57)				中国の売笑婦はどうして更	本橋 一郎 (8月号)			
ヨシワラの夜	丸木 夢土 随 筆 (1)				生したか				
「独立」日本の婦人問題	市川 房江 別冊東洋経済新報 (26)				女性だけの問題ではない	オーガス、ケ、ペリ (10月号)			
——パンパンと語源問題の解決を——					売春は婦人界の癌である	種 近 市子 警察時報 (3-4)			
女に養われる日本	金井 三吉 (1)				売春問題とその対策	藤田 たま ()			
——その側面は娼妓——					売春等処罰法について	久布 田子 ()			
赤線区域	本田 正雄 法律のひろば (6-6)				売春取締に関する法令につ	岡 田 広文 ()			
娼妓病院日記	高橋 定七郎 メイヤシンド、随 筆 (40-9)				いて				
——娼妓直後のパンパン白書——					児童に押付けさせる罪につ	内 藤 文雄 ()			
街娼の影を追って	大 沢 功 (40-9)				て				
パンパン発生学	谷内 昌樹 メイヤシンド、随 筆 (40-17)				売春取締法の現在と将来	高 井 香永 ()			
——R.A.A. 発生前後の世相——					娼妓から見た売春事犯の一	嶋 田 良平 ()			
肉体的防壁	大竹 昌俊 ()				断面				
——娼妓の唐人お吉——					売春はどうすべきか	中 込 啓高 ()			
					いわゆる「売春取締条例」	林 修 一 郎 ()			
					について				
					売春と人身売買	山 上 勲 ()			

ハイウェイ時代の高級乗用車！

プリンスニューグロリア

プリンスニュースカイライン



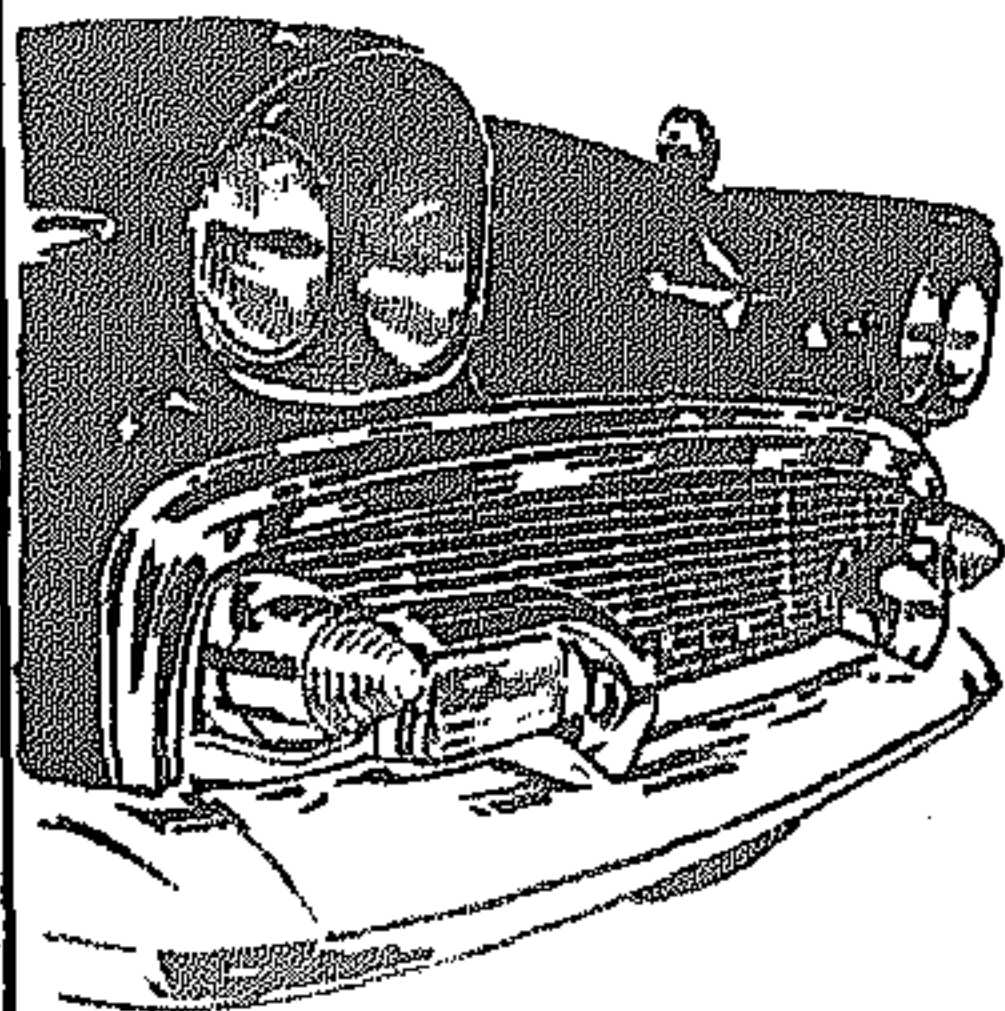
プリンスニューグロリア



プリンスニュースカイラインデラックス



プリンスニュースカイライン



目を見はる美
しいスタイルノ
快適な乗心地ノ
そしてすばらし
い高速性ノプリ
ンス乗用車は日
本の誇る最高級
車です。



富士精密工業株式会社

本社 東京都杉並区宿町88 電話 (398) 1911 (大代表)

富士印

- 篩網（絹・ナイロン・テトロン・ポリエチレン製）
小麦粉・澱粉等精製其他の工業用
- ステンシル スクリーン（絹・ナイロン・テトロン製）
捺染・印刷用



日本篩絹株式会社

東京都南多摩郡日野町豊田685番地

電話 八王子 (2) 0329・2427
4192・4193

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可
昭和三十一年十一月五日発行
（毎月一回五日発行）

婦人と年少者

（第八巻 第十一号）

定価五〇円（送料四円）